

第二次

千曲市食料・農業・農村基本計画



平成28年4月
千曲市

千曲市長 岡田昭雄



農業の持続的な発展をめざして

千曲市は、善光寺平の南の玄関口にあり、中央部を流れる千曲川により肥沃な大地が形成されています。また、寒暖の差が大きく降水量の少ない内陸性気候と相まって、古くから農業が盛んに営まれ、「姨捨の棚田」や「あんずの里」をはじめとして、全国に誇り得る「歴史的な農業遺産」が今でも受け継がれています。

本市の農業は、中山間地域から千曲川沿いに広がる肥沃な土地では、稲作を中心に、トルコギキョウなどの花卉やたまねぎ、地大根などの野菜が栽培されています。また、日当たりの良い傾斜地では、りんごやぶどうなどの果樹栽培が盛んに行われ、ワイン用ぶどうの栽培もスタートしています。

さて、近年ＴＰＰに代表される自由貿易の流れの中で、日本の農業を取り巻く状況は大変厳しい状況にあり、更に、国内では農業者の高齢化による担い手不足、農地の荒廃化など多くの課題を抱えています。

一方、消費者の食料に対する安全性への高い関心に対応して、安心・安全な地場産農産物の積極的な消費を推進する事をはじめ、農業・農村が有する景観の保持や水源のかん養など多面的機能を保全し、農村集落の機能を維持・確保する必要があります。

本市のかけがえのない財産である食料・農業・農村を次世代に引き継ぐため、平成２３年度に策定した「千曲市食料・農業・農村基本計画」の中で、「千曲の暮らしを支える農を地域でともに支える」との目標を掲げ、１２の施策を柱とし、農業と地域の活性化に取り組んでまいりました。

第二次計画では、施策や事業間の関連性を明確化し、分野を横断した事業を市民・農業者・事業者・行政が協働で展開する事で、食料生産だけでなく、景観、防災、生態系の保全など、暮らしに大きな恩恵を与えている農業の持続的な発展を支えてまいります。

結びに、計画策定にご尽力をいただきました「千曲市食料・農業・農村政策審議会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました数多くの皆様に対し、心から感謝申し上げます。

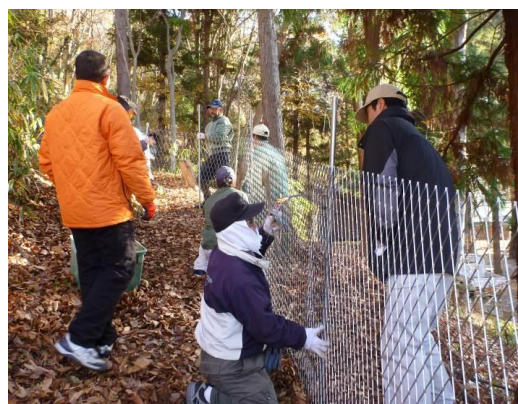
平成２８年４月

目 次

第1章 計画の基本事項.....	1
第1節 計画の背景	2
第2節 計画の目的	6
第3節 計画の位置づけと第一次計画からの更新点.....	6
第4節 計画の期間	7
第5節 各主体の責務とその役割.....	8
第6節 計画の対象分野.....	9
第7節 「重点施策」と「リーディングプロジェクト」の設定.....	10
第8節 本計画の構成.....	11
 第2章 千曲市の食料・農業・農村の現状と課題.....	13
第1節 千曲市の食料・農業・農村の現状.....	14
第2節 今後の千曲市の食料・農業・農村の課題.....	29
 第3章 計画の基本理念と目指す将来像.....	31
第1節 基本理念	32
第2節 目指す地域の姿.....	32
第3節 目指す姿を実現するための基本施策.....	33



第4章 施策の展開	39
第1節 食料施策	40
第2節 農業施策	49
第3節 農村施策	55
第5章 リーディングプロジェクト	63
第6章 計画の推進体制と進行管理	73
資料編	75
用語解説	76
千曲市食料・農業・農村基本条例	80
審議会委員名簿	83
策定の経過・日程	84
諮問書	85
答申書	86



第1章 計画の基本事項

第1節 計画の背景

第1項 本市の農業を取り巻く環境

(1) 世界の食料・農業の状況

新興国を中心とした世界的な人口増加傾向が今後も続くことが予測されており、世界の食料や飼料、エネルギー、肥料資源等の需要の増大が続くと見込まれています。また、地球温暖化等、気候変動の進行により、農作物生産可能地域範囲の変化や異常気象による大規模な不作など食料供給面への影響も懸念されています。さらには、水資源の枯渇や生物多様性の損失など農業生産に関わる地球環境問題も一層進行することが予測されています。グローバルかつ中長期的な視点から食料・農業を見ると、戦後、食料を世界から調達してきた我が国においても、今後生じる食料確保上のリスクに備える必要性が高まっていると言えます。

一方、世界人口の増大や各国の経済成長に伴って、世界の食関連の市場規模は拡大が続くとともに、海外における日本食への関心も高まっており、農林水産物・食品の輸出額は増加傾向にあります。我が国の農業や食品産業は、成長する海外の市場を取り込むことで事業基盤の強化とさらなる成長を図っていくことが期待されていると言えます。

(2) 我が国の農業状況の変化と政府方針

1999（平成11）年に制定された食料・農業・農村基本法に基づいて政府レベルで策定されてきた「食料・農業・農村基本計画」は、平成12年以降おおむね5年ごとに見直され、2015（平成27）年に、最新の「食料・農業・農村基本計画」が策定されました。この計画が我が国の農業政策の基本となるものであることから、以下の事項を参考とし、本市の農業・食料・農村の状況にあわせて、計画の見直しの視点として役立てることが必要です。

平成27年策定「食料・農業・農村基本計画」の基本認識と施策の方向性（抜粋・要約）

○食料・農業・農村をめぐる情勢

認識1：農村の高齢化・人口減少の確実な進行

●農村の高齢化、集落人口の減少が今後も進行

- ・集落の共同活動による地域資源の維持管理への支障の懸念
- ・農業自体の担い手不足の懸念

▽施策の方向性

⇒多面的機能・中山間地域等直接・環境保全型農業直接等の支払制度による支援措置の継続

⇒今後は「小さな拠点」と周辺集落のネットワーク化等の促進により基盤構造を変革

認識2：国内の食市場の変化

●国内の食市場の縮小

- ・女性の社会進出や単身高齢者世帯の増加等の社会構造の変化、ライフスタイルの変化

▽施策の方向性

⇒消費者ニーズの多様化と高度化への対応のための生産コストの削減、安定生産の実現、高品質化のための新技術や新品種の開発支援

認識3：農業を支える担い手など農業・農村の構造変化**● 担い手の変化と集約化**

・利用権の設定による農地集約が一定程度進展。認定農業者及び集落営農等が利用する農地面積が全体の半分まで増加。企業も含む法人経営体が増加し、農業構造は変化。

● 農地集約の質の問題と高齢化

・農地集約により経営規模は拡大したものの、集約された農地は小さな区画のまま分散錯綜状態。また、農業者の60歳以上が7割、50歳未満が1割と高齢化は深刻。

▽施策の方向性

⇒農地中間管理機構を活用した農地の集約・集約化の促進

⇒新規就農の促進、農業経営の法人化のさらなる促進

認識4：農業・農村の多様な可能性**● アグリビジネスとしての農業**

- ・海外における日本食への注目
- ・介護食や健康食に関連したビジネスの市場の拡大
- ・ロボット技術やICT等の最先端技術の活用

● 田園回帰

- ・海外における日本食への注目
- ・若い者や女性の域外からの転入増加がみられる。農業、周辺環境や景観、伝統文化等を有する農村の価値を再認識する動きも生まれつつある。
- ・バイオマスの活用、再生エネルギーの生産などの農村の多様な地域資源の有効活用のための新たな事業創出の動きもある

▽施策の方向性

⇒農林漁業成長産業化ファンドの創設による6次産業化、都市農村交流、新市場開拓の取組支援

○施策推進の基本的な視点

農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪とし、以下の視点から施策を推進する。

(1) 施策の安定性の確保	食料・農業・農村施策の改革を進めるにあたっては、生産現場に無用な混乱や不安をもたらさないよう配慮する
(2) 食料の安定共有の確保に向けた国民議論の深化	豊かな食生活の中では意識されることの少ない食料の安定供給のあり方について議論していく
(3) 需要や消費者視点に立脚した施策の展開	ライフスタイルの多様化を踏まえ、市場を意識し、消費者の需要を踏まえて生産・供給するという発想を強めるとともに、食品の安全性に対する信頼確保を進める
(4) 農業の担い手が活躍できる環境整備	新しい発想で消費者ニーズに応えられる若い担い手の確保のための環境を整備する
(5) 持続可能な農業農村の実現に向けた施策展開	農地・農業用水、美しい農村景観等の地域資源が良好な状態で保全管理されるよう、地域コミュニティをはじめとした多様な支え手を促進する
(6) 新たな可能性を開く技術革新	ロボット技術やICT等の先端技術等の開発、産学官の連携、新技術の普及に努める
(7) 農業者の所得向上と農村のにぎわい創出	農業の競争力を強化しつつ、産業として持続可能なものにするとともに、農業・農村の所得の増大と地域内での再投資とさらなる価値の創出という好循環を創出する（今後10年間で農業・農村の所得倍増を目指す）

第2項 本市の農業維持・発展のための方向性

(1) 千曲市食料・農業・農村基本条例の趣旨

本市では、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、「農業振興地域整備計画*」、「水田フル活用ビジョン（25年度まで「水田農業ビジョン」として行ってきたものを、26年度から名称を変更）」などの行政計画を、農林水産省の政策・施策との整合を図りながら、地域の農家・農業団体の意見を踏まえて策定し、農業振興を推進してきました。

しかし、全国の傾向と同様に、本市においても農業を取り巻く環境が厳しさを増す中で、農業関係者による農業・農村振興方策には限界が見え始めており、農家以外の市民や事業者が地域の農業をともに支えるという発想の転換と定着が求められています。

こうした社会情勢を踏まえ、本市では、農業振興の新しい方向性を打ち出す「千曲市食料・農業・農村基本条例」を平成21年度に制定し、これに基づいて「千曲市食料・農業・農村基本計画（以下、第一次計画）」を平成23年に策定しました。本計画は、これを後継する第二次計画になりますが、引き続き、この条例を根拠とするものであるため、以下に条例の要約を示します。（※条例原文は、資料編参照）

千曲市食料・農業・農村基本条例（平成21年度制定）の要約

①農業及び農村の振興へ向けた協働の位置付け（前文）

農業及び農村が、多面的機能を発揮し、市民生活に大きな恵みをもたらしているという重要な事実を再認識する必要がある。このように多くの恩恵をもたらしている農業・農村を支えるには、農業者の自助努力に加えて、地産地消をはじめとする市民の協力、食品加工業者や行政と農業者（団体）の連携などにより、地域の農業・農村を支える“協働で支える農業”と位置付けて、将来の農業の維持発展のための道筋を付けていくことが必要である。

②「食料」、「農業」、「農村」の基本的な意義（基本理念）

【食料】

食は、人の生命の維持に欠かせないものであり、健康な身体を構成する要素でもあるため、安全・安心できる農作物が将来にわたって安定的に生産される地域をつくる必要がある。このため、食の重要性や特有の食文化に対する理解、地域内での消費が重要である。

【農業】

優良な農地が確保され、基幹的な担い手とその後継者及び多様な担い手により、地域の特性に応じた収益性の高いゆとりある農業が営まれ、自然環境と調和した持続的な発展が図られなければならない。

【農村】

農村は、食料の生産のみならず、市民の生活及び地域活動の場であるとともに、多面的機能を有し、自然と人間との共生ができる調和のとれた空間として整備され、かつ保全されなければならない。

③各主体の責務

地域の農業・農村を支える主体として、「市民」、「農家（農業団体）」、「食品産業事業者」、「市」を定める。それぞれの主体は以下の役割を認識し実践に努めなければならない。

【市民】

- 農業・農村の持つ多面的機能の重要性に対する理解
- 地産地消
- 健康で豊かな食生活の実践

【農業者及び農業団体】

- 生産する農作物についての情報提供
- 安全な農産物の生産
- 農業及び農村の振興への主体的な実践

【事業者】

- 食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解
- 安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給

【市】

- 食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策の策定と推進

④対象分野

条例では、食の安全性の確保、地産地消の推進、農業生産の付加価値の向上、多面的機能の理解促進など12の施策分野を設定している（詳細は本章6節）。

⑤食料・農業・農村基本計画の役割

基本計画は、千曲市食料・農業・農村基本条例の計画的な推進を図るために、概ね5年を1期として策定する。なお、計画の進捗状況については毎年公表される。

第2節 計画の目的

本計画は、千曲市食料・農業・農村基本条例に基づいて、農業・農村が地域に果たしている役割と現状を踏まえ、農業を産業として育みながら、次世代に引継いでいくための道筋を明らかにし、協働により取組んでいくことにより、農業と地域の活性化を目指す目的で策定するものです。このため、安全で安心できる食料の供給並びに農業及び農村の振興に関する基本的な施策をまとめます。

第3節 計画の位置づけと第一次計画からの更新点

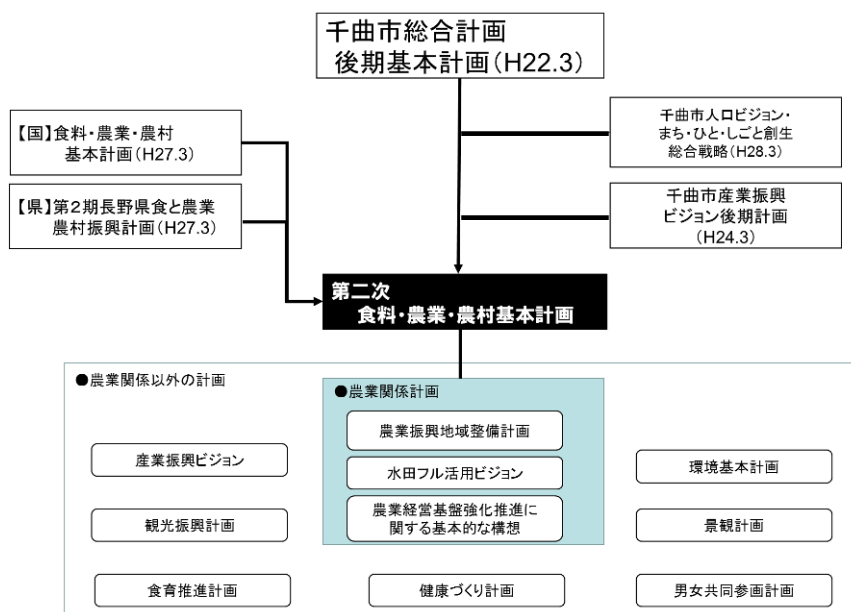
第1項 他の行政計画との関係

基本条例は、千曲市における農業・農村、食料、健康、観光、産業振興、男女共同参画など幅広い分野を本計画の対象範囲としています。このため、基本条例に基づいて策定される本計画は、食料・農業・農村に関連する様々な分野の基本計画という位置づけとなります。

本計画の施策については、国・県が策定する計画に加え、「総合計画後期基本計画」及び「人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「産業振興ビジョン後期計画」を参照し、整合を図るものとします。

個別計画との関連としては、「農業振興地域整備計画^{*}」や「水田フル活用ビジョン」など農業分野の計画を包括するものであり、さらに、「千曲市食育推進計画」、「千曲市観光振興計画」等農業分野以外の諸計画に部分的にかかる計画と位置づけます。

◆ 食料・農業・農村基本計画と他の行政計画との関係



第2項 第一次計画からの更新点

第一次計画は、平成23年度からの5年を期間とし、推進主体である「農業者」「事業者」「市民」「市」のそれぞれに期待する役割を明記した「協働型の計画」として策定されました。内容は、条例第7条が定める12の主要施策（食料・農業・農村それぞれ4施策ずつ）により構成し、計画の施策・事業を先導する役割を担う27のリーディングプロジェクトを設定しました。

第二次計画は、第一次計画の策定方針を踏襲することを基本としながらも、平成27年度までの5年間の施策・事業の実施、進捗管理等によって明確になった課題を踏まえ、以下に示す項目について改善を図りました。

◆ 計画更新による改善点

区分	項目	改善点	変更理由
変更	施策体系	条例に定められた12施策を7施策に統合	施策・事業の重複をなくするため
変更	リーディングプロジェクト（LP）	① 27のLPから17のLPに再編 ② LPと施策との対応関係を明確化 ③ 全LPへの農林課の関与	① LPに集中的に資源を投入し、成果を高めるため ② LPの実施効果が複数施策（分野）に及ぶことを確認するため ③ 様々な市の部門が関わるLPの実効性を高めるため
新規	重点施策	重点施策を新設 ① 早急な対策を必要とする課題に対応する重点施策 ② 新しい芽を成長させるための重点施策	① 複数施策の実施により解決すべき重要課題を明示するため ② 特に力を入れるべき重点分野を明示するため

第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から32年度の5年間とします。ただし、社会情勢や環境問題に変化が生じた場合には、必要に応じて適宜、計画の見直しを行うこととします。

第5節 各主体の責務とその役割

「千曲市食料・農業・農村基本条例」では、地域の農業を農業関係者だけではなく、多様な主体が支えることを基本方針としています。各主体には、次のような役割を担うことが期待されます。

計画の推進主体と役割 (千曲市食料・農業・農村基本条例をもとに作成)

●市民

市民は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な消費、健康で豊かな食生活の実践に努めることで活力ある地域づくりに協力しなければならない。

●農業者及び農業団体

農業者及び農業団体は、自らが安全な食料の生産者であり、かつ農村における地域づくりの主体であることを認識し、自ら生産する農産物について積極的に情報を提供するとともに、安全で安心できる農産物を安定的に生産及び供給し、信頼される生産者であることに努めなければならない。また、農業及び農村の振興に関し主体的に取り組まなければならない。

●事業者

食関連産業の事業者は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、郷土の資源を活用した付加価値の高い商品の提供に努めるとともに、安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給に努めなければならない。また、観光に関わる事業者は、郷土の食と農の文化を深く理解し、資源として利活用する事に努めなければならない。

●市

市は、市民・農業者及び農業団体・事業者それぞれが食料・農業・農村の恩恵を享受し続けられるよう、基本的かつ総合的な施策を策定し、協働のもと、これを実施しなければならない。

各主体の責務を踏まえ、本計画は、施策を実行するうえで上記の4主体を実施主体と位置づけ、「協働の計画」として策定します。

第6節 計画の対象分野

本計画では、千曲市食料・農業・農村基本条例の主要施策（第7条）で定められた施策分野に基づいて、施策分野を大きく食料・農業・農村の3つに区分し、全7項目とします。食料・農業・農村に関する課題は、互いに関係しあっており、施策の効果も複数の分野に及ぶことから、各施策分野の主な対応分野を表の右側に示し、◎と○で表しています。（◎は特に関係する分野、○は関係する分野を示しています。）

No	本計画の施策分野	食料	農業	農村	条例との対応
◇食料施策					
1	消費者が安心できる安全な農産物の提供体制の構築と産地情報等の提供	◎	○		(1)
2	学校・家庭・社会教育機関・地域社会等が連携した農と食の知識の普及	◎	○	○	(2) (4)
	ア 食の重要性や地域農産物の生産・流通事情等の理解の促進				
	イ 健康的な食生活の推進				
	ウ 地域の食材を活かした地域密着型食生活と地域の食文化の継承				
エ 学校給食における地元農産物の提供体制の構築と食と農への理解促進					
3	農産物の地域内での流通と消費の促進	◎	○		(8)
◇農業施策					
4	農業の担い手の確保と育成		◎	○	(6) (12)
	ア 農業の基幹的な担い手とその後継者の育成				
	イ 多様な担い手である女性や高齢者の育成と確保				
	ウ 新規就農者等の育成と確保				
エ 女性農業者の農業・農村経営への参画の促進					
5	農業経営の高付加価値化と安定化の支援	○	◎		(7) (9)
	ア 年間を通じて栽培される多種にわたる作物の振興				
	イ 高品質優良農産物生産の推進による農業の収益性向上の支援				
	ウ 農家の経営の安定化の支援				
エ 産学官連携による農業関連技術の研究開発及び製品化に必要な施策					
◇農村施策					
6	多面的機能を十分に発揮させるための生産基盤の保全と維持管理		○	◎	(5) (10)
	ア 優良農地の形成・確保と遊休農地の解消等				
	イ 持続可能な農業を展開するための土づくりへの支援				
ウ ほ場、農道、用排水路、ため池等の整備・維持管理					
7	都市農村交流の推進と農業・農村の持つ多面的機能の理解促進		○	◎	(3) (11)
	ア 都市住民との交流、農業及び農村に関する情報の提供				
イ 小学生等の農業体験を通じた農業及び農村の有する多面的機能の理解促進					

第7節 「重点施策」と「リーディングプロジェクト」の設定

本計画は、他の個別計画に比べて対象領域が広く設定されており、市役所内の多くの部門が関与することに加えて、様々な民間事業者や社会教育団体、市民団体等が協働することによって成果をあげることができるという特徴を持った協働型の計画です。

本計画によって推進すべき事項は非常に多岐に渡りますが、現在の千曲市の食料・農業・農村を取り巻く状況を踏まえたうえで計画期間中に特に優先すべき取組については、多様な主体が連携し成果をあげることを目指して、「重点施策」と「リーディングプロジェクト」を設定します。

第1項 重点施策

平成28～32年度までの5ヵ年に特に注力して推進する取組を「重点施策」として設定します。重点施策については、本計画の管理を行う農林課において事業の推進と管理を担い、その達成を目指します。

第2項 リーディングプロジェクト

リーディングプロジェクトは、本計画の推進主体が連携して早急に実施する「協働事業」の総称で、第一次計画に引き続き設定するものです。市内の特定の地域や課題の解決に資する事業を推進するもので、全ての施策・事業を網羅するものではありません。また、重点施策に位置づけられた分野において、リーディングプロジェクトを厚く設定することで、目標の達成を目指します。



第8節 本計画の構成

本計画の構成は次の通りです。

第1章 計画の基本事項

- 計画の背景・目的・位置づけ
- 計画の期間・範囲
- 計画の構成

第2章 千曲市の食料・農業・農村の現状と課題

- 食料・農業・農村の現状
- 食料・農業・農村の課題

第3章 計画の基本理念と目指す将来像

- 農業の振興の方向性
- 基本理念・目指す地域の姿
- 基本施策の概要
- 重点施策と協働事業
- 数値目標

第4章 施策の展開

《 分野 》

1. 食料施策
2. 農業施策
3. 農村施策

- 背景・現状
- 推進施策
- 主な事業

第5章 リーディングプロジェクト

- プロジェクトの概要

第6章 計画の推進体制と進行管理

- 計画の推進体制
- 計画の進行管理

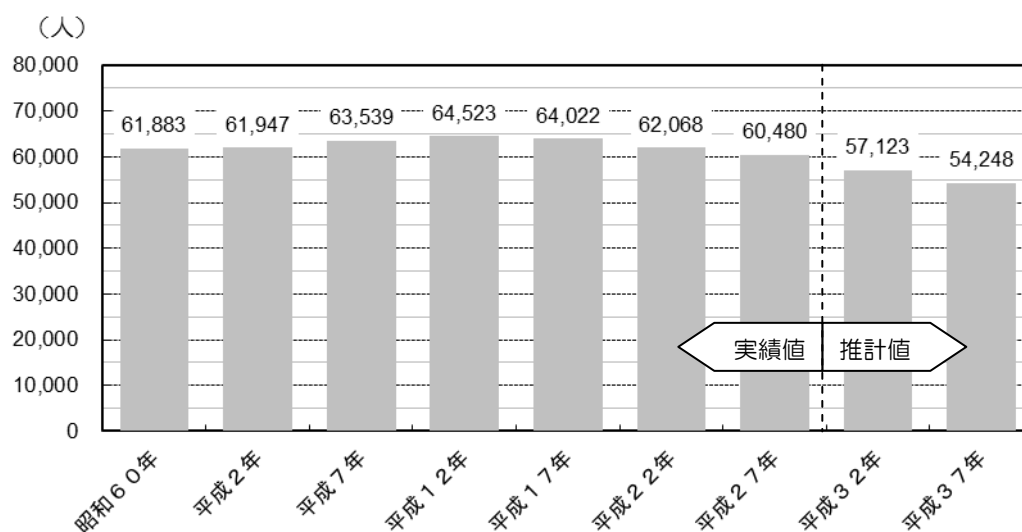
第2章 千曲市の食料・農業・農村の現状と課題

第1節 千曲市の食料・農業・農村の現状

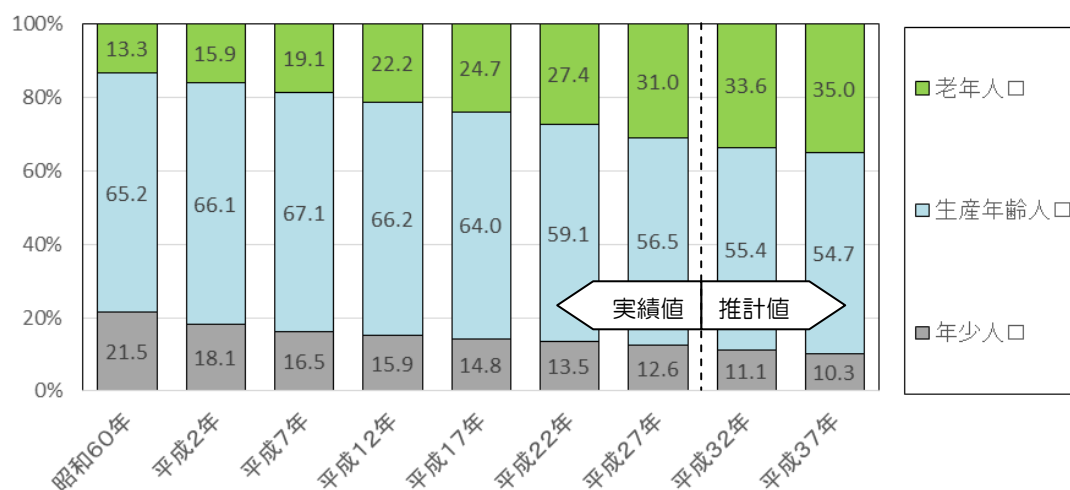
第1項 人口

平成27年4月現在の千曲市の人口は60,480人です。人口は、平成11年の64,766人をピークに減少に転じており、今後は、少子高齢化の傾向が一層進んでいくことが予測されています。

◆ 人口の推移



◆ 年齢別人口割合の推移

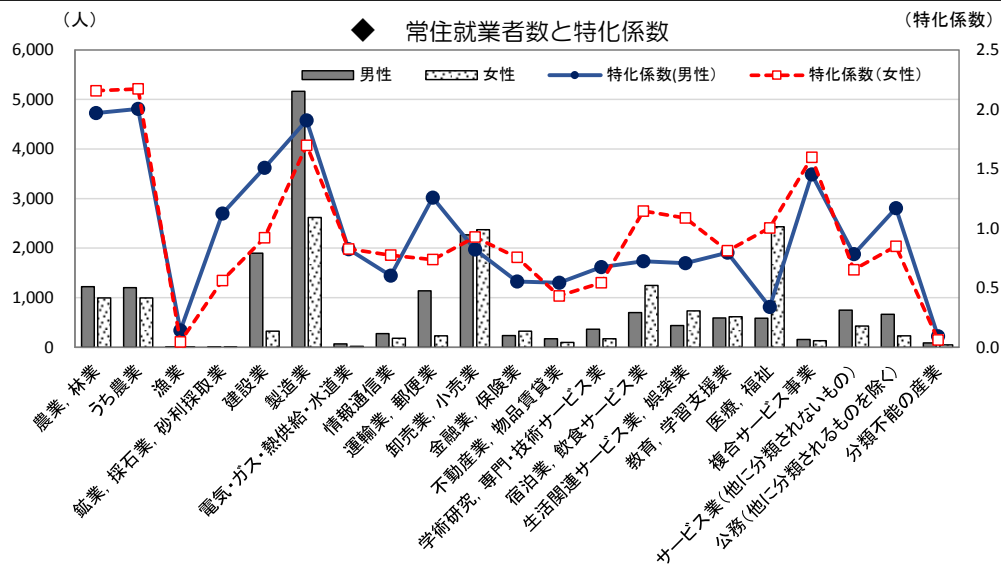


(出典：平成22年 国勢調査)

第2項 農業の構造

(1) 農業への就業状況

平成22年の国勢調査の就業者数の統計によると、製造業、卸小売業、建設業、医療・福祉などが本市の就業者の大半を占めています。農業は全体の7%であり他産業と比較すると主要な就業先になっているとは言えませんが、農業従事者の比率は全国より男女とも2倍程度高く、全業種中で最も特化している産業となっています。



(出典：平成22年 国勢調査)

※特化係数とは、各産業の業種構成比率を、国を「1」として比較した値です。

「1」よりも大きい場合は、その産業比率が水準を上回って特化しているということです。

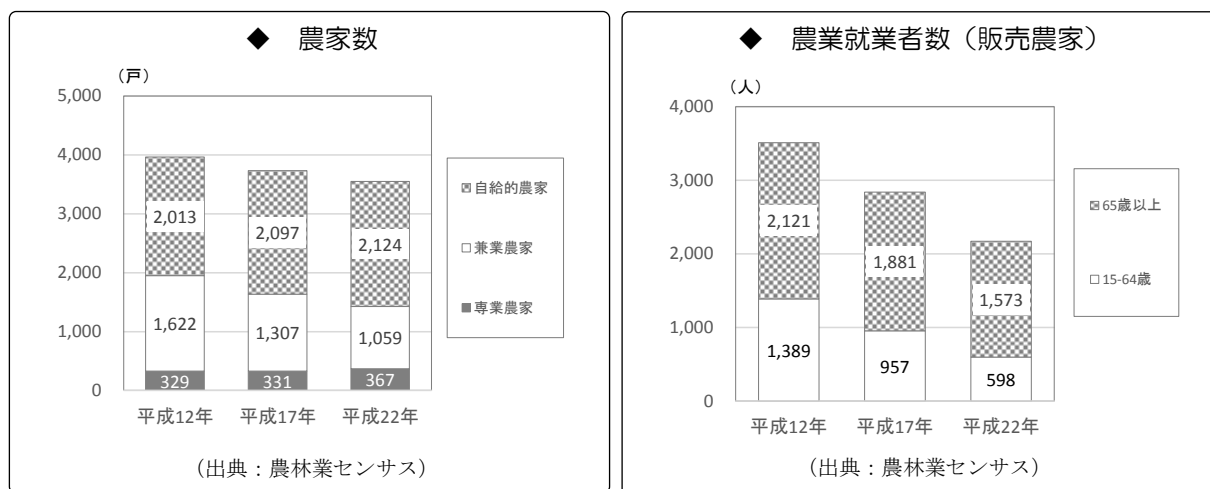
◆ 産業別就業者数と全体に占める割合

	就業者数(人)			各産業の割合(%)
	総数	男性	女性	
農業・林業	2,217	1,221	996	7.4
うち農業	2,197	1,204	993	7.3
漁業	8	7	1	0.0
鉱業・採石業・砂利採取業	8	7	1	0.0
建設業	2,220	1,898	322	7.4
製造業	7,781	5,165	2,616	26.0
電気・ガス・熱供給・水道業	83	66	17	0.3
情報通信業	454	275	179	1.5
運輸業・郵便業	1,367	1,138	229	4.6
卸売業・小売業	4,640	2,267	2,373	15.5
金融業・保険業	557	235	322	1.9
不動産業・物品賃貸業	266	170	96	0.9
学術研究・専門・技術サービス業	534	361	173	1.8
宿泊業・飲食サービス業	1,944	697	1,247	6.5
生活関連サービス業・娯楽業	1,172	437	735	3.9
教育・学習支援業	1,206	589	617	4.0
医療・福祉	3,016	585	2,431	10.1
複合サービス事業	287	154	133	1.0
サービス業(他に分類されないもの)	1,177	749	428	3.9
公務(他に分類されるものを除く)	892	663	229	3.0
分類不能の産業	135	89	46	0.5
合計	29,964	16,773	13,191	107.3

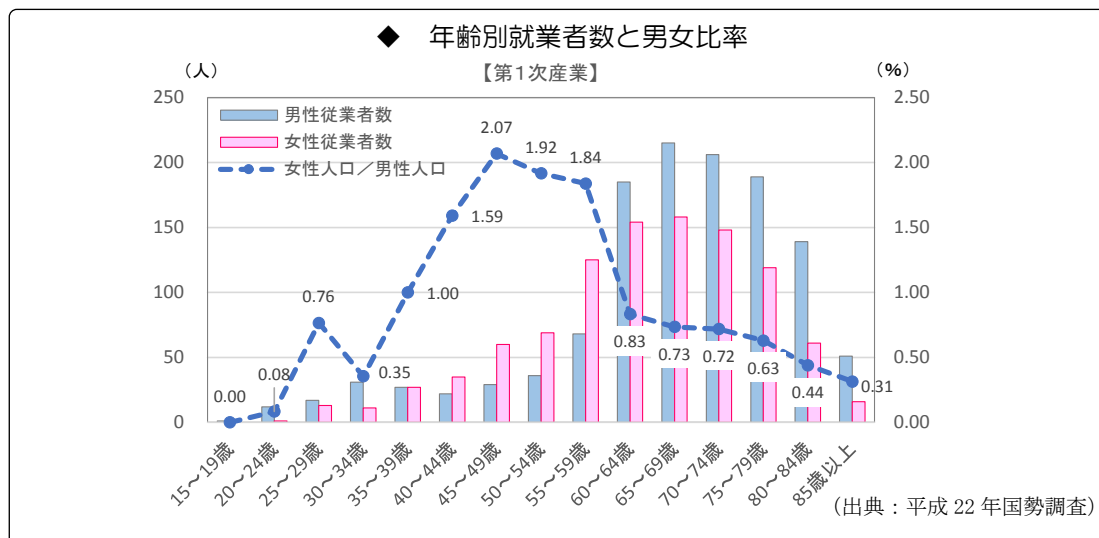
(出典：平成22年 国勢調査)

(2) 農家及び農業就業人口の推移

平成22年10月現在の千曲市の農家数は3,550戸、販売農家の就業者数は2,171人となっています。近年の農業の状況を見ると、専業農家数には顕著な増減が見られませんが、兼業農家が平成2年から平成22年までの20年間で約半数に減少していることをあわせて考えると、兼業農家が主業からリタイアした結果、高齢化が進んでいる状況にあると考えられます。販売農家の就業者数は10年間で約4割減少し、農業就業者に占める65歳以上の割合は60%から73%に増加していることから、農業就業者の減少と高齢化の急激な進行がうかがえます。



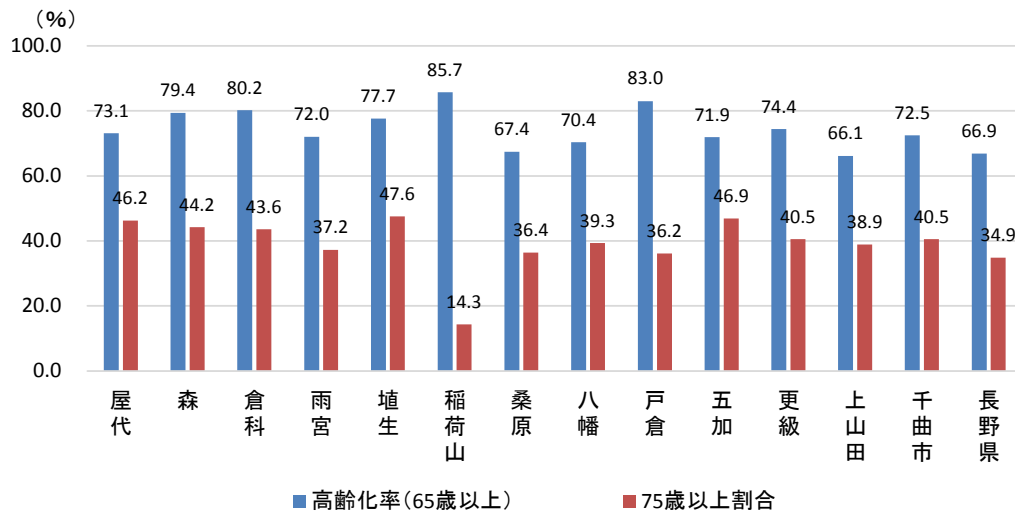
また、農業従事者全体における年齢別・男女別の就業者数を見ると、65歳以上の就業者が58.5%、65歳未満が41.5%となっており、高齢層に偏った分布になっています。男女比で見ると、40～50歳台においては女性の従業比率が男性を上回っており、女性が本市の農業の担い手として重要な役割を担っていることがわかります。地区別に見えると高齢化の進行の度合いに差が生じており、埴生・五加・屋代地区では後期高齢者の比率が高くなっています。今後、高齢化した担い手が離農することが想定されるため、後継者の確保、もしくは農地の流動化が必要な状況にあると言えます。



◆ 年齢別就業者数と年代比率

	年齢別就業者数(人)			各年齢の割合(%)	
	総数	男性	女性		
15～19歳	1	1	0	0.0	41.5
20～24歳	13	12	1	0.6	
25～29歳	30	17	13	1.3	
30～34歳	42	31	11	1.9	
35～39歳	54	27	27	2.4	
40～44歳	57	22	35	2.6	
45～49歳	89	29	60	4.0	
50～54歳	105	36	69	4.7	
55～59歳	193	68	125	8.7	
60～64歳	339	185	154	15.2	
65～69歳	373	215	158	16.8	58.5
70～74歳	354	206	148	15.9	
75～79歳	308	189	119	13.8	
80～84歳	200	139	61	9.0	
85歳以上	67	51	16	3.0	
合計	2,225	1,228	997	100.0	100.0

(出典：平成 22 年 国勢調査)

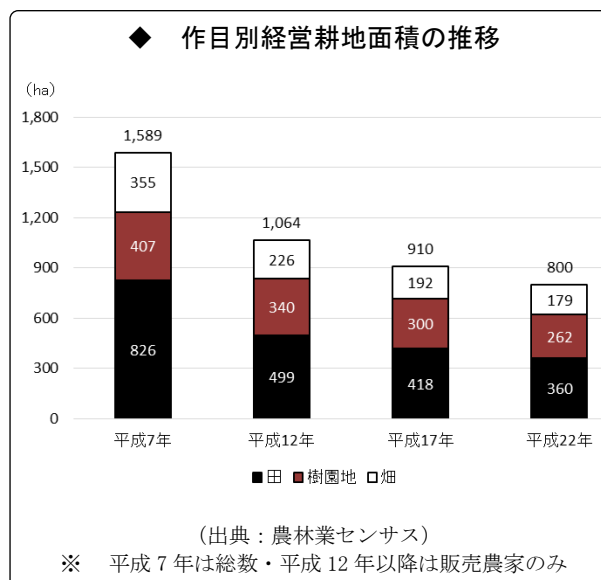
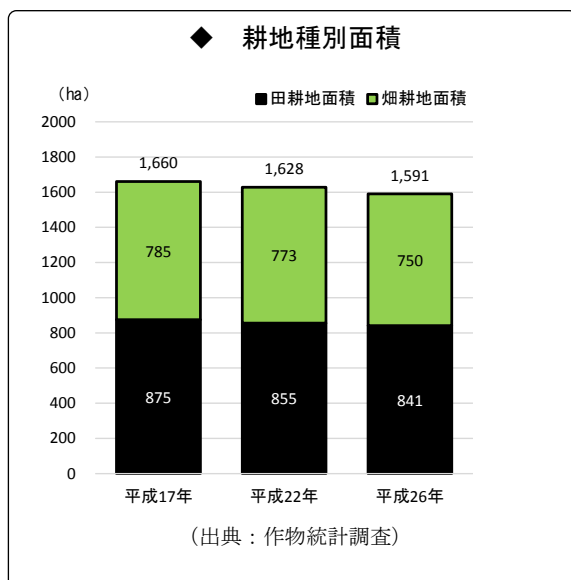


(出典：平成 22 年 農林業センサス)

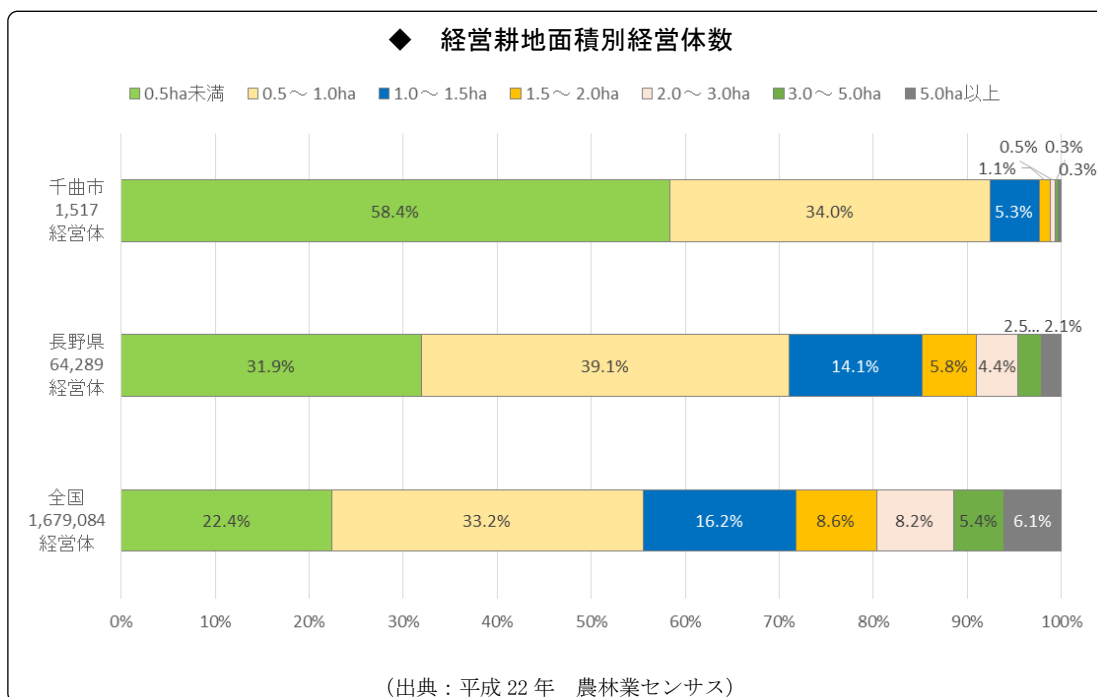
(3) 土地利用の状況

① 経営耕地の状況

本市の経営耕地面積は減少傾向が続いています。販売農家のみの面積となった平成12年からの10年間で畑・樹園地とも2割程度減、田は3割程度、全体でも2割以上の減少幅となっており、農地を継続的に活用する担い手不足の影響が見られます。

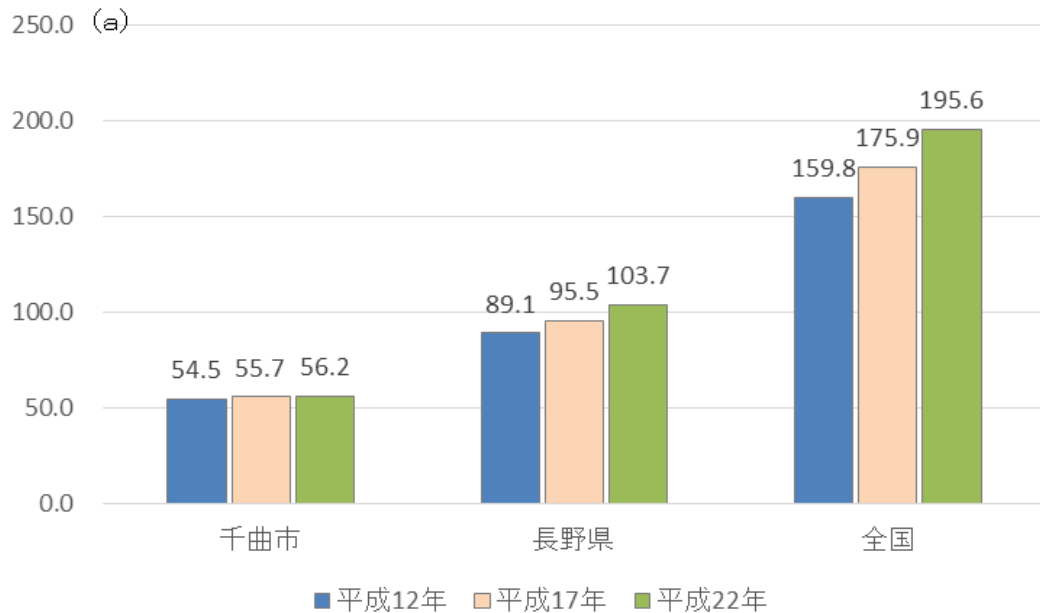


平成22年時点の経営体あたりの経営耕地面積を見ると9割以上が1ha未満の規模であり、長野県及び全国と比較して小規模な農地で営農する経営体の割合が高くなっています。



販売農家 1 世帯当たりの耕地面積を見ると、本市は全国・県よりも小規模であり、販売農家への集約化の進行も遅れている状況にありましたが、平成 22 年以降、認定農業者*への農地の集約は進みつつあります。農業就業者の高齢化を背景に遊休農地の増加が懸念されるため、担い手への農地の集約化が重要な局面にあると言えます。

◆ 販売農家 1 世帯あたり耕地面積の推移



(出典：平成 12・17・22 年 農林業センサス)

◆ 農業法人数・認定農業者*数・認定農業者*への集積面積の推移

	農業法人数	認定農業者数	認定農業者への集積面積
	(人)	(人)	(ha)
平成17年	26	33	—
平成22年	25	34	83
平成27年	※未確定	26	123

(出典：農業法人数は「世界農林業センサス」 認定農業者数及び集積面積は農林課調べ)

※ 平成 27 年「世界農林業センサス」は計画策定時点で未確定

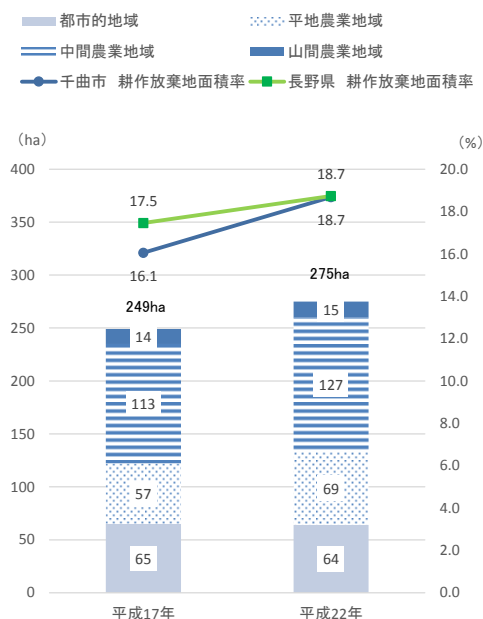
②耕作放棄地の状況

本市の販売農家・自給的農家・土地持ち非農家が所有する農地における耕作放棄地面積は平成17年から22年までの間に26ha増加しています。内訳を見ると、平地と中山間地での増加が大半を占めています。これに伴い、耕作放棄地の面積率が増加し、長野県平均と同水準になっています。

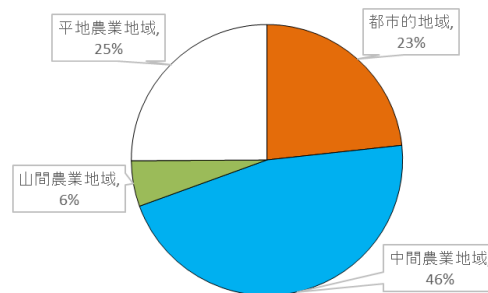
耕作放棄地面積を地域区分別に見ると、全体の46%が中間農業地域に集中しています。耕作放棄地の増加は、病虫害・鳥獣被害の発生、雑草の繁茂、用排水施設の管理への支障、ひいては下流域への様々な影響も想定されるため、農業従業者だけでなく、非農家もこの課題を認識し、集約化に対する理解・協力などを広げていくことが必要です。

地区別に見ると、耕作放棄面積率が低い桑原地区では、りんごやぶどう等の果樹が盛んなことに加え、日本型直接支払制度を活用し、地域ぐるみで農地保全を行っている組織が多いという特徴があります。

◆ 耕作放棄地面積の推移と耕作放棄面積率

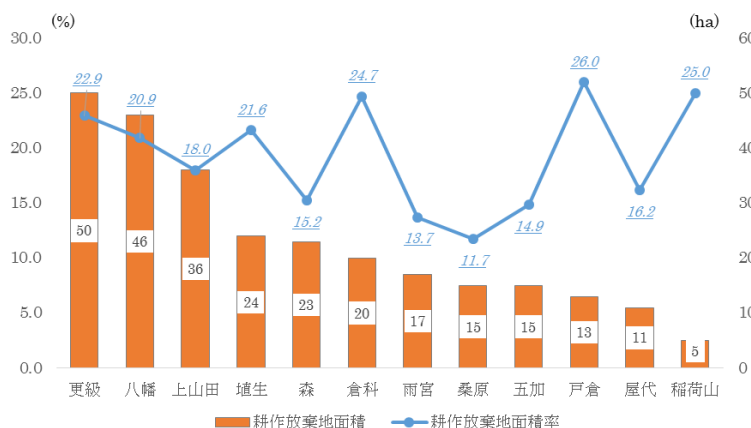


◆ 地域区別の耕作放棄地面積率



(出典：農林業センサス)

◆ 地区別の耕作放棄地面積と耕作放棄地面積率（地区単位）



(出典：農林業センサス)

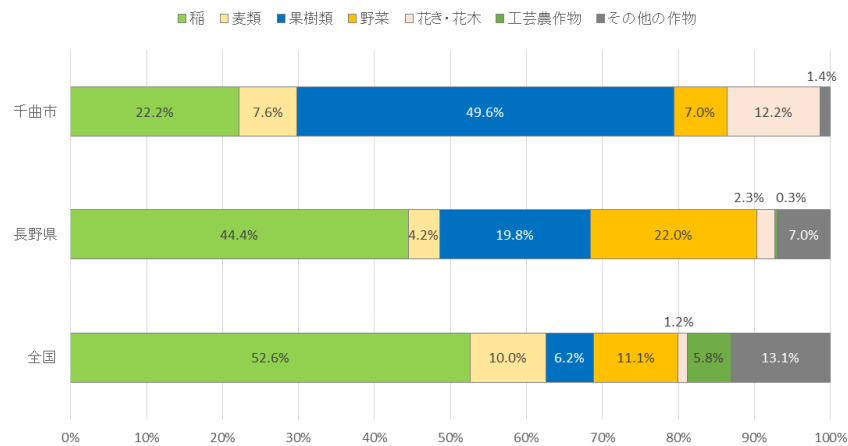
（４）作目の構成

平成 22 年の販売目的の作物の栽培面積を見ると、果樹類が全体の約 5 割を占めており、次いで、稲が約 2 割、花き・花木が約 1 割、さらに、麦類、野菜が続いています。長野県の構成比と比較すると、果樹と花き・花木に特化した構成となっており、稲や野菜の栽培面積は比較的小さくなっています。

主要穀物の収穫量を見ると本市は、小麦・六条大麦・大豆が県内上位にありますが米は中位、そばは下位にあります。

統計項目の変更により、近年の正確な収穫量の把握が困難になっていますが、本市では、あんず、りんご、ぶどう、きのこ類、トルコギキョウ、たまねぎ、地大根、ユメセイキなどが特産品として知られています。

◆ 販売目的の作物の栽培面積



(出典 平成 22 年 農林業センサス)

◆ 主要穀物の収穫量の県内順位 (平成 26 年)

(単位: t)

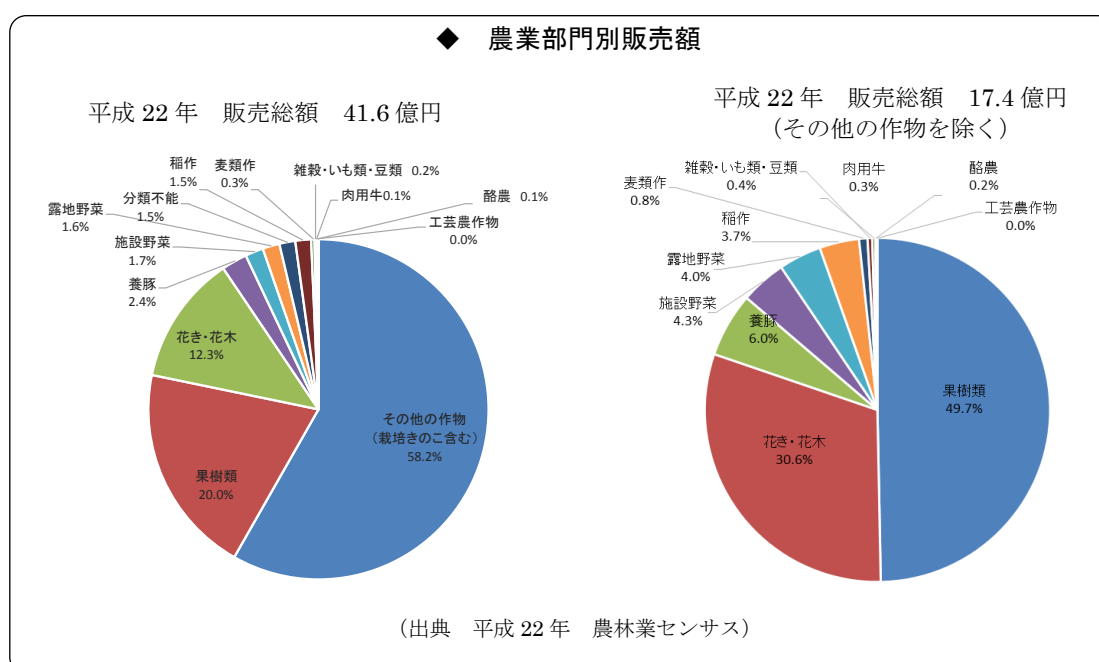
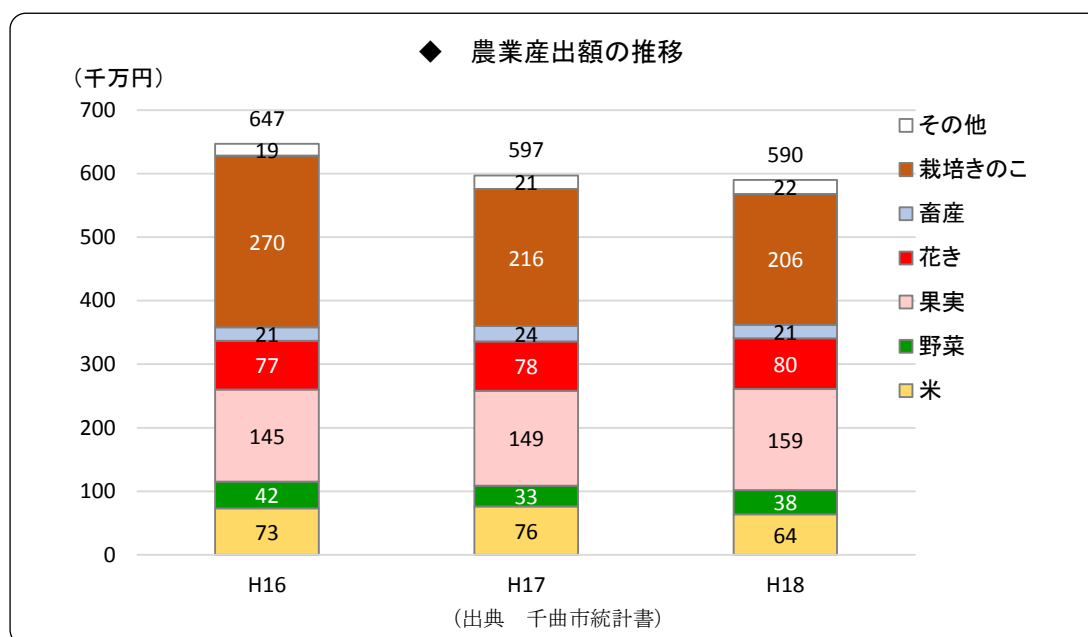
項目	長野県計	上位5市町村					千曲市の順位
		1位	2位	3位	4位	5位	
米	202,400	安曇野市 19,300	佐久市 19,100	松本市 17,400	伊那市 12,200	上田市 9,950	21位 2,750
小麦	7,200	安曇野市 2,270	松本市 1,940	伊那市 876	上田市 729	千曲市 287	5位 287
六条大麦	1,720	松本市 576	安曇野市 240	塩尻市 233	駒ヶ根市 204	飯島町 137	6位 123
そば	2,560	伊那市 263	松本市 222	安曇野市 215	飯島町 156	大町市 155	49位 3
大豆	3,380	松本市 1,150	上田市 382	安曇野市 366	伊那市 130	長野市 110	6位 92

(出典：農林水産関係市町村別データ)

（５）販売額の構成

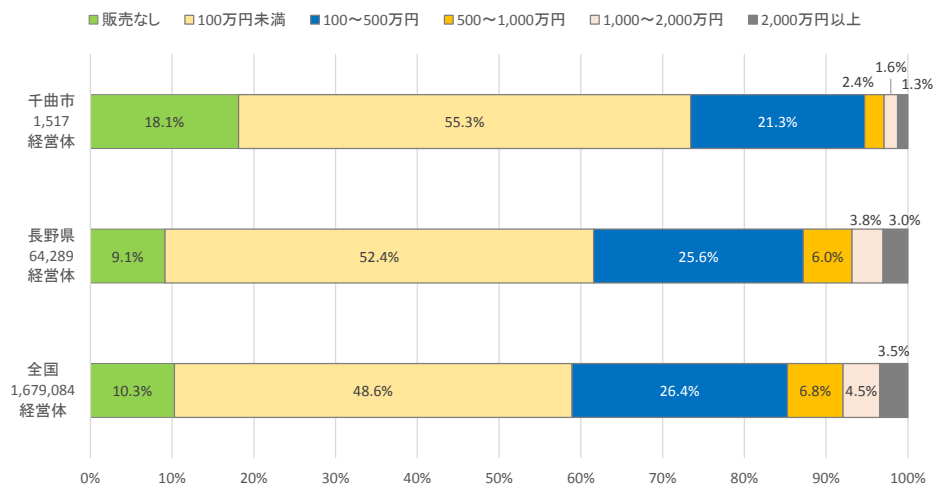
平成 16 年から 18 年の間の本市の耕地作物別の販売額の構成を見ると、果実、花き、米、野菜の順に大きく、構成比に大きな変動はありません。

平成 22 年の農林業センサスで販売額を見ると、総販売額は 41.6 億円で「その他の作物（栽培きのこ含む）」が全体の約 6 割を占めており、次いで「果樹」「花き・花木」となっています。統計上、工場生産のきのこ類の販売額の規模が大きくなっており、これを除くと果樹が約 5 割、花き・花木が約 3 割を占めています。



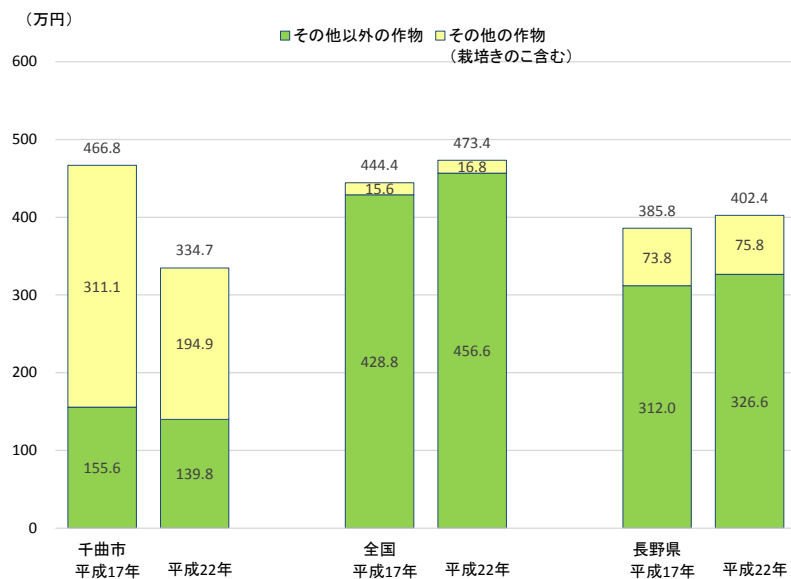
平成22年の農産物販売金額別の経営体数の内訳を見ると本市の経営体の約7割は100万円未満となっており、長野県・全国に比べて販売額の規模の小さい経営体の割合が高くなっています。経営体あたり販売額を国・県と比べると、平成17年は国・県を上回っていましたが、平成22年は下回っています。経営体あたり販売額には、「その他の作物」として栽培きのこ類が6割以上程度含まれており、この割合が他地域に比べて顕著に高いことから、それ以外の農産物の経営体あたり生産性は、国・県よりも低位にあります。

◆ 農産物販売金額別経営体数



(出典 平成22年 農林業センサス)

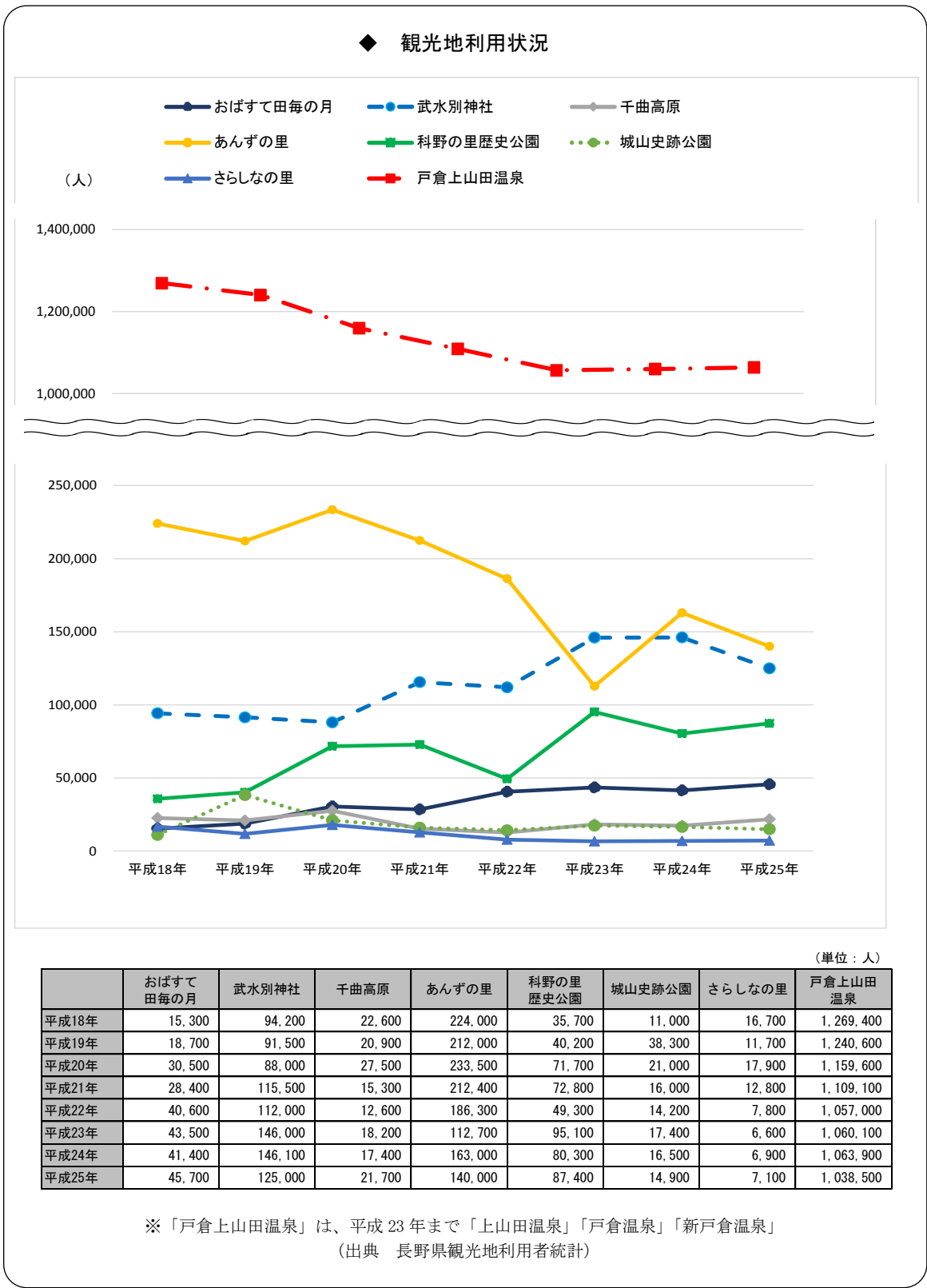
◆ 経営体あたり販売金額の内訳



(出典 平成22年 農林業センサスの金額に、部門別販売金額の割合を乗じて算出)

(6) 交流人口の状況

観光客の入込状況の推移を見ると、入込数が上位の「戸倉上山田温泉」「あんずの里」が減少傾向にありますが、他の観光地は横ばいか増加傾向にあります。



第3項 第一次「食料・農業・農村基本計画」の取組状況と課題

平成23年度に施行された第一次計画では、本市の食料・農業・農村にかかる課題解決のため、12施策を展開し、27リーディングプロジェクトを実施してきました。また、本計画を評価する審議会を毎年度開催し、リーディングプロジェクトを中心に計画の進捗状況を評価し、施策・事業の改善方策を検討してきました。

以下に、それら施策等の進捗及び効果・課題について総括します。

(1) 第一次計画の「食料施策」の主な取組と成果・課題

地域の農業を維持・発展させるためには、農産物の取引量の拡大と生産を担う主体の確保が必要です。このため、食料施策では、本市で生産する農産物の安全性や健康増進効果に対する理解を促すこと、あるいは体験機会を提供することを通じて、地域内外での消費量の拡大と新たな農業の担い手の確保のきっかけをつくる事業を展開してきました。

第一次計画では、市が中心となってこれらの取組を行いましたが、市の部門間や民間の活動との連携等を強化することで、施策効果を高めていくことが必要です。

◆ 第一次計画の「食料施策」の主な取組と成果・課題

施策目標	主な取組	成果・課題
食に対する安心感の醸成	【市・農業者】 環境に配慮する農家への認証制度の普及啓発、認定支援 【市・事業者】 千曲ブランドの取組を通じて、生産者と消費者の接点づくりを支援	●農産物 系統出荷する農家は安全管理体制があるが、直売する農家にはチェック体制がない ●食品製造 事業者は法令の基づく表示や安全管理を実施しているが、消費者からは見えづらい
健康で豊かな生活と新しい事業展開の促進	【市・市民・農業者】 農業体験、郷土料理学習、食育等を連携して推進	●食と農 若年層の農業離れを解決すべく啓発を行ってきたが、さらなる拡大が望まれる ●食文化と健康 地元食材や伝統的な調理法を実践する市民のさらなる拡大
学校給食への地元食材の活用	【市・農業者・事業者】 ・連絡協議会での利用促進 ・農家と小学生との交流を推進	●給食食材の地産地消 ・あんず、きのこ等で地産地消率 100% ・農家、流通事業者との連携強化 ・地元農家と小学生との交流を実施する地域の拡大

地産地消 の推進	【市・農業者・事業者】 ・千曲マルシェ(朝市)の継続開催 ・農家と食関連事業者の交流促進	●地元農産物の市内販売・消費 ・地元農産物へのニーズは高い水準で安定しているが、千曲市産に対するこだわりは薄い ・マルシェの担い手の高齢化 ・地場産イベントの常設販売拠点への発展 ・地元飲食店、加工業者等の利用促進
「食」に係る ブランドの 構築	【市・農業者・事業者】 東京都、姉妹都市での販売会の開催	●地域ブランドの構築 ・信州千曲ブランド、杏都ブランドの形成・強化 ・ブランド認定加工品の商品件数が増加 ・「姨捨の棚田」「あんず」を核とした農産物及び加工品の開発 ・産学連携等による地場産品の付加価値の創出支援

(2) 第一次計画の「農業施策」の主な取組と成果・課題

農業施策では、産業としての農業の振興を図り、意欲を持った農家の経営改善を支援するために、各種制度の活用促進、農地の集約化、高付加価値化、援農体制の構築等の事業を展開してきました。

第一次計画では、以下の取組を行ってきましたが、農業者の減少傾向に歯止めをかけるには至っていません。意欲のある農業者が農業に参入し、生業として継続・発展していけるよう、環境整備や経営支援を続けていく必要があります。

◆ 第一次計画の「農業施策」の主な取組と成果・課題

施策目標	主な取組	成果・課題
中核的な 担い手の 確保・育成	【市・農業者】 ・認定農業者制度の紹介と認定支援、経営改善のための情報提供 ・設備投資の支援 ・認定農業者への農地の集積促進	●基幹的な担い手 ・認定農業者等、規模拡大、経営改善意欲を持った担い手への農地集積を更に推進する必要がある ・農業経営の法人化の支援
多様な担 い手の確 保・育成	【市・農業者】 ・青年就農給付金の活用 ・首都圏への出張相談への参加 ・里親等の受入れ制度の整備	●新規就農 ・23年度以降7名を受入れ ・給付金支給期間終了後の経営基盤の構築に対する金銭的負担の軽減

	・農家における性別役割認識の固定化を是正するため、シンポジウムを開催 【市・市民・農業者】 ・棚田オーナー制度、農業講座、アグリサポーターへの参加 ・市民農園の開園・活用	●援農・体験 ・棚田の援農団体が平成25年に増加 ・農家が高齢化し後継者の確保が急務 ・援農や体験の参加は多いが、就農者数の増加につなげていない
農業経営の高付加価値化	【市・農業者・事業者】 ・農業経営改善計画の認定 ・あんず、果樹、花卉などの戦略作物の導入支援及び導入 ・産官学連携による製品開発、効果の実証支援体制の構築	●付加価値向上・労力削減 ・りんご、ぶどう、花卉等の農産物の新しい栽培技術や新品種、低労力品種への更新の促進 ●産官学連携 ・「あんずの機能性」、「地大根通年利用」等を信州大学と連携して検証 ・企業側の大学活用ニーズの掘り起こしが課題
環境にやさしい農業の普及	【市・農業者】 ・果樹改植への助成・活用 ・土づくりに関する専門相談体制の構築 ・エコファーマーの認定支援、取得	●環境保全型農業 ・土壌等に配慮した持続可能な農業生産は、農業者の責務として浸透 ・より高い水準で安全性に配慮している農家の認証等により配慮を価格に反映することが課題



(3) 第一次計画の「農村施策」の主な取組と成果・課題

農村施策では、多面的な機能を有し、様々な価値を創出している農村が将来に渡ってその機能を継続していける体制・環境を構築することを目指して、生産基盤の維持管理、地域ぐるみによる農地・景観保全、都市農村交流等を展開してきました。

第一次計画では、以下の取組を行い、市民や都市住民が参加して支える農業の実現を図ってきましたが、条件不利地を中心とした耕作放棄の増加や農業を継続するための体制に地域格差が生じ始めています。これらの取組の実効性をさらに高めるとともに、農村の機能維持の取組により多くの主体が参加するような啓発を強化していく必要があります。

◆ 第一次計画の「農村施策」の主な取組と成果・課題

施策目標	主な取組	成果・課題
農業の生産基盤の維持管理	【市・農業者】 ・農振農用地の設定による優良農地の確保 ・水田フル活用ビジョンの策定 ・遊休農地解消対策 ・ワイン用ぶどうの実験的栽培開始	●農地集約化 ・農地の集約が遊休農地化の速度に追いついていない ・条件不利地における遊休農地の有効活用策の研究
多面的機能を発揮させる環境整備	【市・市民・農業者】 ・多面的機能支払事業の活用 ・姨捨の棚田やあんずの里の景観保全 ・冬期湛水による生物多様性保全	●集落営農 ・中山間地における担い手不足を補う集落営農の促進 ●非農家の参画 ・里山維持、中山間地の農業・施設等の維持への参加促進
都市農村交流の創出	【市・農業者・事業者】 ・棚田オーナー制度、果物狩り体験、そば打ち等の体験メニューの提供支援、提供	●集落営農 ・「姨捨田毎の月」エリアへの集客は順調。 「あんずの里」の入込数及び温泉地への宿泊者数は減少基調。 ・通年観光化、経済波及効果の拡大
女性農業者の活躍できる農村環境づくり	【市・市民・農業者】 ・農家における性別役割認識の固定化を是正するため、シンポジウムを開催	●女性の活躍 ・審議会等の公的な会議での女性委員率の目標に未到達(40%) ・家族経営協定等による啓発

第2節 今後の千曲市の食料・農業・農村の課題

本市の農業と農村の状況を総括すると、現在は、高齢化を背景に農業就業者と耕地面積が減少しており、これに歯止めをかけることが求められていると言えます。

そのためには、本市の農業を担う農家の所得を向上させることに加え、農家が農業を継続するための労働の確保や施設の維持管理等にかかる負担を軽減することで、市場や政策等の社会変化に対応した持続可能な農業を創り上げていくことが必要です。

しかし、本市の農業は小規模な兼業農家の割合が高く、衰退傾向に歯止めをかけるためには農業者及び農業団体の自助努力のみでは厳しいのが実情です。このため、食品・観光関連事業者や市民が地元農産物を積極活用することや農業の多面的機能を理解して、農業を保全する活動に協力できるような環境を創っていくことがますます重要になってきます。第一次計画では、行政が主体となってこうした取組を推進してきましたが、これらの取組の効果を高めるためには、各関係主体の自立的・主体的な活動を促していく必要があります。

本市の農業は厳しい環境に置かれていますが、担い手農家への農地の集約や集落営農の動きが活発化しつつあり、非農家においても食文化伝承活動の活発化や食の安全性に対する意識の定着が見られ、農業への関心や協力意向が醸成されつつある状況にあります。

こうした状況を踏まえ、第二次計画では、「より高い価値を生み出していく地域産業の構築」と「景観・防災・生態系維持等に寄与する農業の維持」を課題と捉え、推進を図る必要があります。

第1項 より高い価値を生み出していく地域産業の構築

本市の農業は、経営体あたりの耕地面積が小さく、零細な経営基盤のなかで営まれています。このため、自給的あるいは副業的な性格が強くなっています。また、農業に従事する若い世代が少ないことから就業者の高齢化と減少が顕著になっています。国際競争の激化、慢性的な農産物価格の低迷などもあいまって、農家数が減少し、遊休農地が毎年発生しています。

このように厳しい状況にある本市の農業ですが、近年、農地を集約し、規模を拡大する専業農家や農業法人が現れ始めています。今後は、規模拡大と生産性の向上を目指す意欲的な経営体へ条件の良い農地・人材・技術などの経営資源の集積を促すことで、就業・雇用を確保し継続的に営農していくことのできる強い経営体を育成していくことが重要です。また、地域間競争のなかで生き残るために、特色のある作目への転換を図り、地域に集積させることで、ブランド化等を図っていくことも重要な課題と言えます。さらに、農業生産に加えて、あんずを使用した食品加工や姨捨の棚田など農業の観光的利用を促進すること等によって、地域産業としてより高い価値を生み出していく産業構造を構築してい

く必要があります。

変化の激しい時代のなかで、産業としての農業を確立していくためには、これまでの農業者にはなかった新しい視点を農業の現場に持ち込むことが必要であり、若者や女性の就農、あるいは飲食店や直売施設、ICT*やデザインなど農業以外の分野との連携を促進することも重要になります。

第2項 景観・防災・生態系維持等に寄与する農業の維持

経営耕地面積の減少、遊休農地の増加など、本市においても農業の衰退が目に見える形で現れつつあります。こうした農地の減少や荒廃は、農業生産の問題に留まらず、景観保全、災害防止、生態系の維持など様々な面において、私たちの暮らしに大きな影響を与えます。

このように農業には、経済手段であると同時に私たちの生活を安定させるために欠かせない多面的な機能が備わっています。農業を維持・発展させることの重要性を多くの市民が理解し、農家や農業団体とともに、持続可能な農業のあり方を検討し、協力していく必要があります。

こうした認識の広まりとともに、近年、当該集落の農家だけでなく市内外の農家も農村の保全のための活動に参加する動きが現れ始めています。この流れをより大きなものに成長させながら、次世代の担い手を形成していくことが求められています。

こうした観点から「条件が不利な中山間地の農地等の保全」は、当該地域の農業者だけではなく、市内外の非農家や企業など多様な主体の協力を得て維持していくことが望ましい形と言えます。非農家の理解と協力を引き出すためには、農業が地域にもたらしている恩恵をわかりやすく示していく必要があります。

「地域の農業を多様な主体の協力によって守る」という認識を持つ人々が増えることで、地産地消による支援、農作業支援のための労力や資金の確保を促進することが求められます。本市は、全国的にも知名度の高い「姨捨の棚田」や「あんずの里」を有していることから、この資産を中山間地等の農業保全活動の象徴として活用することで、多くの人々の共感を醸成していくことが求められます。



第3章 計画の基本理念と目指す将来像

第1節 基本理念

千曲市食料・農業・農村基本条例では、本市の「食料」「農業」「農村」の役割やあり方を基本理念の中で以下のように記述しています。

●食料

食料は、人の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で豊かな生活を支えるものであることにかんがみ、安全で安心できる農産物が安定的に生産され供給されなくてはならない。また、将来にわたって消費者及び生産者の安心が保証されるためにも、地域で生産される農産物が地域内で流通及び消費され、食の重要性に対する理解の促進と地域特有の食文化の継承が図られなければならない。

●農業

農業は、優良な農地が確保され、基幹的な担い手とその後継者及び多様な担い手により、地域の特性に応じた収益性の高いゆとりある農業が営まれ、千曲市環境基本条例の基本理念のもと自然環境と調和した持続的な発展が図られなければならない。

●農村

農村は、食料の生産のみならず、市民の生活及び地域活動の場であるとともに多面的機能を有し、自然と人間との共生ができる調和のとれた空間として整備され、かつ保全されなければならない。

第2節 目指す地域の姿

基本理念と本市の農業の現状・課題を踏まえて、本計画が目指す「地域の姿」を以下のように定めます。

**千曲の暮らしを支える農を
地域でともに支える**

食料生産だけでなく、防災、景観、やすらぎ、生態系の保全など、本市の暮らしに大きな恩恵を与えている農業や農村の持続的な発展を農業者のみで支える事は難しく、市民・事業者・市と協力して、千曲市の農業を支える仕組みをつくることを目指します。

第3節 目指す姿を実現するための基本施策

本計画が目指す「千曲の暮らしを支える農を地域とともに支える」姿の実現に向けて、食料施策、農業施策、農村施策の3つの基本施策のもと、以下7つの施策を展開します。

第1項 基本施策

(1) 食料施策

食料は、人の生命の維持に欠くことができないものであり、健康で豊かな生活を支えるものです。このため、消費者が安全で安心できる農産物や食品を購入できる環境を整える必要があります。

また、将来にわたり、多面的機能を有する本市の農業が持続的に発展できるよう、地域で生産される農産物が地域内をはじめとして、外部の市場からも求められるよう、千曲市の農作物や食文化の理解の促進を図るとともに、地域内流通の仕組みを確立します。

第1項	消費者が安心できる安全な農産物の提供体制の構築と産地情報等の提供	
	1	生産者による食の安全性確保の取組の拡大と信頼感の醸成
	2	加工・流通事業者による食の安全性確保の取組の拡大と信頼感の醸成
第2項	学校・家庭・社会教育機関・地域社会等が連携した農と食の知識の普及	
	1	千曲市の農と食への理解の促進
	2	健康的な食生活の推進
	3	地域密着型食生活と地域の食文化の継承
	4	給食への地場産農産物利用の拡大
第3項	農産物の地域内での流通と消費の促進	
	1	事業者・市民の自発的な「千曲市産農産物」の利用の促進
	2	千曲市産農産物の販売・利用の促進

(2) 農業施策

農業には、産業的な側面と地域の環境を守る保全的な側面があります。

産業としての農業を振興するため、農業構造の本格的な改革に着手し、優良な農地の確保、基幹的な担い手の確保・育成、農作物のブランド化、6次産業化、環境保全型農業などを促進し、付加価値の向上を目指します。

一方、保全的な農業を持続させるため、小規模農家や高齢化した農家が営農を続けられるよう組織化や省力化などの支援を行います。

第4項	農業の担い手の確保と育成	
	1	規模拡大・経営改善の意欲を持った担い手(効率的・安定的経営体)の育成
	2	多様な担い手による農業の継続と農地の保全
	3	女性農業者が活躍できる地域づくり
第5項	農業経営の高付加価値化と安定化の支援	
	1	ブランド構築と異分野連携による付加価値の創出
	2	バランスのとれた生産による収益の確保
	3	研究課題の掘り起こしと研究機関とのマッチング

(3) 農村施策

農村は、食料の生産のみならず、市民の生活及び地域活動の場であるとともに、多面的機能を有しています。

担い手不足や農業生産性の低さから遊休農地の増加が予想されるなか、農村を自然と人間との共生ができる調和のとれた空間として保全していくことが求められています。

このため、多面的機能の恩恵を受けている非農家や都市住民との交流を通じて支えあう仕組みの構築を目指します。

第6項	多面的機能を十分に発揮させるための生産基盤の保全と維持管理
	1 農用地の計画的な利用
	2 農業生産基盤の整備開発
	3 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進
	4 農業近代化施設の整備
	5 土壌等の環境に配慮した農業生産方式の普及
第7項	都市農村交流の推進と農業・農村の持つ多面的機能の理解促進
	1 農業及び農村の有する多面的機能に配慮した農業への転換と理解の促進
	2 地域が一体となった維持管理体制の構築
	3 遊休農地の解消と拡大防止
	4 鳥獣被害対策の推進
	5 グリーン・ツーリズム*による農業・農村の多面的機能への理解促進
	6 観光との連携による都市農村交流の創出と地域活性化



第2項 重点施策

本計画では、以下の6項目を重点施策として設定し、計画期間中、優先的・集中的に事業の投入等を行い、成果を出すことを目指します。

(1) 早急な対策を必要とする課題に対応する重点施策

I	担い手の確保	・意欲的な基幹的農業者の経営基盤の構築の支援 ・若者、高齢者、女性の新規就農の支援
II	遊休農地の増加の抑制	・農地の流動化の促進 ・遊休農地化の抑制
III	多面的機能の確保	・中山間地における農業の継続支援 ・景観、保水、生物多様性の確保等の促進

(2) 新しい芽を成長させるための重点施策

IV	あんずの栽培振興	・千曲市の農産物の広告塔としての活用 ・地域ぐるみの防除体制への支援 ・あんずの営農活動継続への支援
V	姨捨の棚田景観保全	・姨捨の棚田米を広告塔として活用 ・消費者が中山間地の農業を支援する手段としての販売促進
VI	ワイン用ぶどうの栽培振興	・千曲川ワインバレー構想との連携 ・ぶどう栽培への新規就農支援 ・遊休農地でのぶどう栽培の促進

(3) 施策分野と重点施策との関係性を認識した総合的な施策展開

重点施策に設定した6項目は、本計画の7つの施策分野と密接に関連しているため、それぞれを単独に検討・実施するのではなく、互いに関連づけて施策を遂行することが必要です。以下に示す重点施策6項目と7つの施策分野との関係性を認識し総合的に施策を展開します。(◎は特に関係する分野、○は関係する分野を示しています。)

No	本計画の施策分野	①早急な対策を必要とする課題 に対応する重点施策			②新しい芽を成長させるための 重点施策		
		担い手の 確保	遊休農地 の増加	多面的機能 の確保	あんずの 栽培振興	姨捨の棚田 景観保全	ワイン用 ぶどうの 栽培振興
1	消費者が安心できる安全な農産物の提供体制の構築と産地情報等の提供				○	○	○
2	学校・家庭・社会教育機関・地域社会等が連携した農と食の知識の普及				○	○	
3	農産物の地域内での流通と消費の促進	○	○	○	◎	○	○
4	農業の担い手の確保と育成	◎	◎	○	◎	◎	◎
5	農業経営の高付加価値化と安定化の支援	○	◎	○	◎	○	◎
6	多面的機能を十分に発揮させるための生産基盤の保全と維持管理	○	○	◎	○	◎	○
7	都市農村交流の推進と農業・農村の持つ多面的機能の理解促進	○	○	◎	○	◎	○

※重点施策に対応する施策は「第4章 施策の展開」中の対応箇所に以下の印を付けています。

★①・・・・・・・・①早急な対策を必要とする課題に対応する重点施策

★②・・・・・・・・②新しい芽を成長させるための重点施策

第3項 リーディングプロジェクト

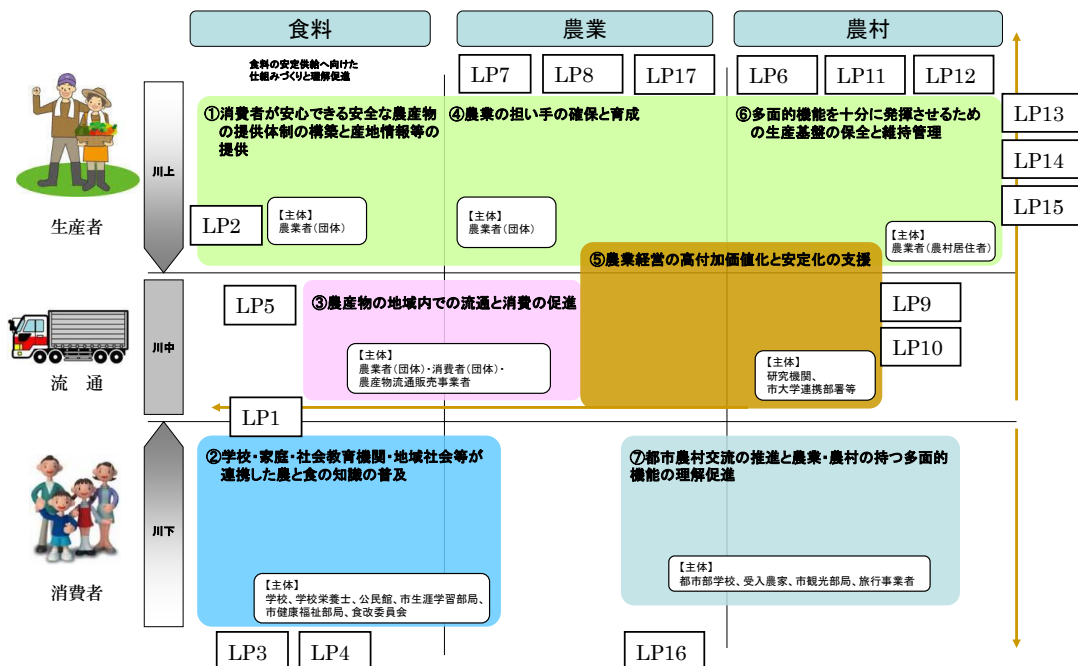
本計画では、計画の推進主体が連携し、早急に実施する協働事業である「リーディングプロジェクト」として以下の17事業を設定します。これらの事業を効果的に実施することによって、本計画全体を先導します。

リーディングプロジェクトは、本計画の7施策分野の複数の箇所に効果を及ぼすため、対応する施策分野の現状と課題を認識した上で、早急に実施すべき事業を企画・実施していくことが重要です。

◆17のリーディングプロジェクト

LP1	食関連事業者と消費者との連携
LP2	安全・安心な農産物生産を促進する認証制度の普及促進
LP3	千曲市の食材活用と農業体験・伝統食の普及推進
LP4	「保育園・給食センター」と「生産者・事業者」との連携
LP5	多様な販売手段を活用した販路の拡大
LP6	耕作農地の集約化による担い手の育成
LP7	多様な担い手の農業参加と育成支援
LP8	新規就農者支援
LP9	地場農産物を活用した新商品の開発と提供
LP10	果樹・花卉・野菜等の栽培技術向上及び品種改良に関する取組支援
LP11	千曲市水田フル活用
LP12	農業用水利施設の改修
LP13	地域ぐるみの農地保全・遊休農地の解消
LP14	土地基盤整備の促進
LP15	地域ぐるみの有害鳥獣対策
LP16	温泉地を利用した農業体験宿泊プログラムの開発
LP17	食・農に関わる女性による地域活性化

◆リーディングプロジェクトと施策との対応関係図

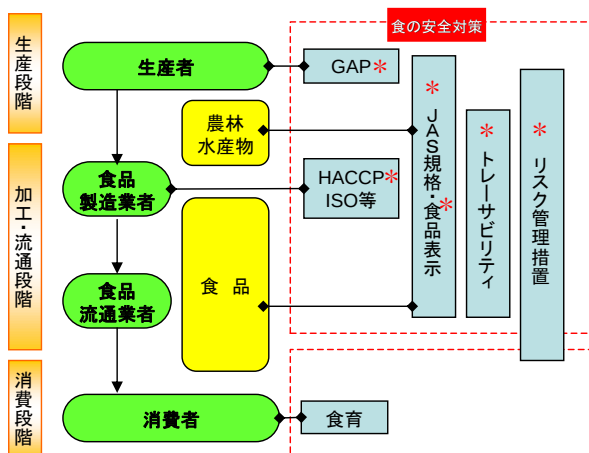


第4章 施策の展開

第1節 食料施策

第1項 消費者が安心できる安全な農産物の提供体制の構築と産地情報等の提供

(1) 背景・現状



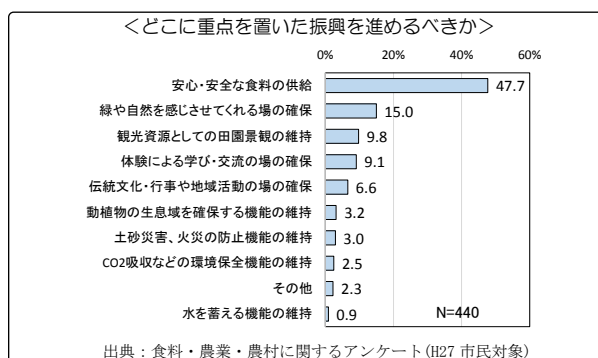
食品の生産過程における安全性の確保は、消費者にとってはもちろん、生産・流通事業者にとっても最重要課題となっています。

こうした背景のもと、生産 - 加工 - 流通のフードチェーン*の各段階において安全性確保のための法改正や安全管理の仕組みが整備・改善され、それぞれの対策の普及が図られています。

食の安全性は国際的な基準に基づいて、国や県による監督・指導のもと、業界団体や個

別の事業所が中心となって推進していますが、消費者から安全管理の実態が見えにくく、事故の際には大きく報道されることから、消費者の安全管理に対する理解が不足したままで不信任・不安感が大きくなっている状況があります。

本市においても、農業の振興の重点を「安全・安心な食料の供給」におくべきとする市民の



割合が顕著に高くなっており、食に対する強い関心がうかがえます。

こうした現状を踏まえ、生産者・食品加工事業者による生産管理の徹底を図り「食の安全」を確保するとともに、農産物や食品の安全性を消費者が適切に理解できるような情報発信や交流等によって「食の安心」をつくっていく必要があります。

(2) 目指す姿

・食の安全性の確保と消費者の理解促進による「食に対する安心感の醸成」



(3) 取組の方向性と各主体に期待される活動

① 生産者による食の安全性確保の取組の拡大と信頼感の醸成

農業者には、農薬・肥料を適切に使用し安全な農産物をつくることが求められています。本市のJAに農作物を出荷している組合員においては、農薬取締法や食品衛生法に基づく生産管理状況のチェックが行なわれており、専門機関の検査では残留農薬は確認されていません。一方、JA未出荷農家については自主管理に委ねられており、状況把握が不十分です。JAへの出荷の有無に関わらず、農家には安全性の確保が求められます。消費者と販売者との信頼関係を崩さぬよう、消費者が正確な情報を把握し適切な選択ができる環境をつくる必要があります。

取組の方向性		期待される活動	
1	生産・流通過程における農作物の安全性の確保	農業者	- GAP*導入の拡大 - 農薬の適切な使用と管理
		事業者	集出荷段階における農産物の適正管理
2	農作物の安全性に関する消費者理解の促進	市民	農業生産の安全性や安全管理の方法に関心を持ち、理解を深めること
		市	- 農業生産の安全性や安全管理の方法についての情報提供 - 千曲市産農産物の安全性のPR及び支援 - 安全管理の実施状況についての実態把握

② 加工・流通事業者による食の安全性確保の取組の拡大と信頼感の醸成

食関連事業者には、加工・製造・保管・流通の各段階における安全管理や適切な食品表示*が求められています。業界や事業規模によって取組の水準には差がありますが、市内の事業所では安全基準が満たされています。食品の製造過程が見えないことが、食品に対する消費者の不信感を生む要因となっているため、市では双方向のコミュニケーションの機会の創出を図ってきましたが、こうした取組をより一層充実させていく必要があります。

取組の方向性		期待される活動	
1	食品加工過程における安全性の確保	事業者	- JAS法*等の食品表示に関する法令が定める安全管理水準の遵守 - HACCP*、ISO*等の高水準の安全管理手法の導入
		市	県・民間団体と連携した安全管理、リスク管理対策に関する情報提供及び研修等の実施
2	食品加工・流通過程の安全性に関する消費者理解の促進	市民	食品の安全管理や食品表示*等を理解し、食品の安全性を判断すること
		事業者	工場見学、ホームページ等を通じた消費者への安全管理の体制のPR
		市	- 食品の安全管理や食品表示*等に関する情報提供 - 食育を通じた食品の安全性についての理解促進 - 工場見学など市民の学習の支援

(4) リーディングプロジェクト

LP 2	安全・安心な農産物生産を促進 する認証制度の普及促進	⇒ 「エコファーマー*」「信州の環境にやさしい農産物認証制度*」「GAP*」「HACCP*」等の安全管理の徹底を示す既存認定制度の紹介、普及、 認定支援
関連 LP	LP1 食関連事業者と消費者との連携 LP3 千曲市の食材活用と農業体験・伝統食の普及推進 LP4 「保育園・給食センター」と「生産者・食関連事業者」との連携 LP5 多様な販売手段を活用した販路の拡大 LP9 地場農産物を活用した新商品の開発と提供	

第2項 学校・家庭・社会教育機関・地域社会等が連携した農と食の知識の普及

(1) 背景・現状

戦後の急速な経済発展を経て私たちの食生活は大きく変化しました。食に対する選択肢が豊かになった一方、私たちの祖先の時代から継承されてきた伝統的な食生活が失われ、バランスを欠いた栄養摂取による生活習慣病の増加や地域の食文化の消失などの弊害が指摘されています。また、産業の分業化が進んだこと、農作物やその加工食品をつくる家庭が減少したことなどによって食の“生産の場”と“消費の場”が離れてしまい、食の安全性への不安を増大させる一因となっています。



幸いなことに本市においては、生活空間と農地との距離が近く、やしょうま・おやき・おとうじなどの伝統的な食品加工や食文化が残っていることから、市民農園の貸出しや食育ボランティアによる農業体験、郷土食・伝統料理の普及啓発活動、学校給食への地元食材の活用や食育などを通じて、地域の農業を活用した“食と農”と“食と健康”に対する理解を深めるための取組を行ってきました。



こうした取組を活発化させることを通じて、市民や事業者が“地域の食と農と健康”に対する知識・情報を共有し、健康で豊かな生活文化を次世代に継承・創造すること、また、新しい事業展開に活かすことが期待されます。

●地元食材利用状況（重量ベース）

(単位：%)

	果物			野菜			きのこ			合計		
	市内	県内	国内	市内	県内	国内	市内	県内	国内	市内	県内	国内
第1給食センター	23.1	12.5	64.4	5.8	16.3	78.0	100.0	0.0	0.0	9.5	15.6	75.0
第2給食センター	37.1	13.8	49.1	14.6	16.7	68.7	100.0	0.0	0.0	19.5	15.8	64.7

※数値は平成26年度。使用された食材を重量換算にて算出。少数第2位以下四捨五入。

●千曲市内産農産物の内訳

市内産率	果物	野菜	きのこ
100%	りんご・あんず・ぶどう・プルーン・ラ・フランス	大豆・タ顔	えのきだけ・しめじ・なめこ・エリンギ・生しいたけ・きくらげ等
50%以上	いちご	アスパラ・いんげん・ズッキーニ	

(2) 目指す姿

- ・「地域の食と農と健康」に関する取組の総合的な推進による健康で豊かな生活の実現と新しい事業展開の促進

(3) 取組の方向性と各主体に期待される活動

① 千曲市の農と食への理解の促進

本市の農家世帯は全体の2割以下であり、若年層においては食料の生産過程に接する経験が乏しい状況にあります。地域全体で農業を支えるためには、市民がその価値を実感する体験が欠かせません。このため、身近な食の生産の場である農地や工場を活用した学習機会をつくります。

取組の方向性		期待される活動	
1	食卓と農業をつなげる食育・体験の推進	市民	・ 農業経験のない市民の農作業への参加 ・ 地域農業の特徴や現状に対する理解
		農業者事業者	・ 市民の農業体験・工場見学等への協力
		市	・ 市内の農業者、食関連事業者等との連携による消費者、児童・生徒等の学習・体験機会のコーディネート ・ 食農教育地域リーダー*の認定と認定後の活動支援

② 健康的な食生活の推進

食育推進計画の関連計画である「千曲市健康づくり計画～健康アップ21（第二次）～」によると、本市の食生活の特徴として、炭水化物・砂糖・油・塩等を過剰にとってしまう傾向があり内臓脂肪や高血糖につながっています。年齢層ごとに普段からの食生活の改善が必要です。

取組の方向性		期待される活動	
1	食と健康についての理解と実践の推進	市民	・ 乳幼児期、学童期、青年期、壮年期などライフステージにあった健康的な食生活の実践
		事業者	・ 適切な食品の栄養表示 ・ 安全で良質な食材・調理法などの提案
		市	・ 食生活改善推進員、食農教育地域リーダー*等による健康的な食生活の推進と食に対する適切な選択力向上の支援 ・ 地元食材や郷土料理を取り入れた健康な食生活の推進

③ 地域密着型食生活と地域の食文化の継承

伝統食の継承や地元食材を使った新しい料理の開発など、地域にこだわった食文化を共有していくことが、地域の農業の再認識や生活の豊かさの実感につながります。このため、地域の食材、伝統的調理法を用いた“千曲市の食文化”を創造していく必要があります。

取組の方向性		期待される活動	
1	地域密着型食生活と地域の食文化の継承の推進	市民 農業者	・ 千曲市食ごよみ*の活用 ・ 食文化を伝承するための冊子作成 ・ イベント等での地元料理の振舞い、販売
		事業者	・ 料理コンテストの開催と新メニューの普及 ・ 飲食店での地元食材を使ったメニューの追加・開発
		市	・ 学校給食での地元食材・地元料理の提供 ・ 伝統メニュー、地場産新メニューの広報 ・ 地元農産物とそれを使った料理に関する情報提供

④ 給食への地場産農産物利用の拡大

生産者・食関連事業者と学校が連携することで、給食への地場産品の利用と食育を充実させることができます。課題である品質と量の両面での安定供給の体制を確保し、千曲市に生まれたことを実感し、農業や食品生産、栄養についての知識を児童が蓄積し実践することを支援していく必要があります。

取組の方向性		期待される活動	
1	給食センターと生産者・事業者との連携	農業者事業者	・ 定期的な地場産品の導入検討会議の開催
2	給食センターと生産者・事業者との連携による供給量の拡大	農業者市	・ あんずやぶどう、きのこと類などの特産品の給食への活用 ・ 給食食材生産者の組織化・生産体制への支援
3	学校給食と食育との連携	農業者市	・ 学校給食への地場産農産物利用の取組や生産-加工-給食への流れの教材利用 ・ 地場農産物を使った郷土料理のメニュー化

(4) リーディングプロジェクト

LP 3	千曲市の食材活用と農業体験・伝統食の普及推進	⇒ 年中行事とそれにまつわる伝統料理のレシピ広報への掲載 ⇒ 食ごよみ [*] の旅館・飲食店での活用 ⇒ 次世代へ食文化を伝える総合冊子の作成 ⇒ 農業体験（保育園での農業体験含む）、わくわく市民農業楽校 [*] 、食の文化祭 [*] 等の体験講座・イベント等の実施 ⇒ 食農教育地域リーダー [*] の育成
LP 4	「保育園・給食センター」と「生産者・食関連事業者」との連携	⇒ 給食に利用できる食材の品目・量の拡大のため関係団体のコミュニケーションの場の設置 ⇒ 地産地消率の向上 ⇒ 保育園における農業体験と連動した地産地消給食の提供
LP 17	食・農に関わる女性による地域活性化	⇒ 食と農に関わる市民団体の連携による食育と地元農産物の利用を組み合わせた講座、イベントの開催 ⇒ 家族経営協定 [*] 締結の促進
関連LP		LP1 食関連事業者と消費者との連携 LP2 安全・安心な農産物生産を促進する認証制度の普及促進 LP5 多様な販売手段を活用した販路の拡大 LP9 地場農産物を活用した新商品の開発と提供



第3項 農産物の地域内での流通と消費の促進

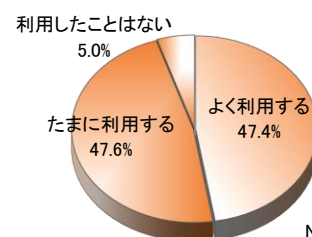
(1) 背景・現状

消費者の食の安全性に対する意識の高まりと、それに伴う地産地消志向の高まりを受け、本市においても直売施設やスーパーによる地場産農産物の流通の仕組みがつくられ、「地産地消」市場が形成されています。

地産地消を推進することは、生産者と消費者との「顔の見える関係」をつくることにつながり、生産者の農業の継続意欲の向上、消費者の農業に対する理解や協力意向の醸成につながるものです。また、地域内経済の循環を促進し、経済活性化にも貢献します。

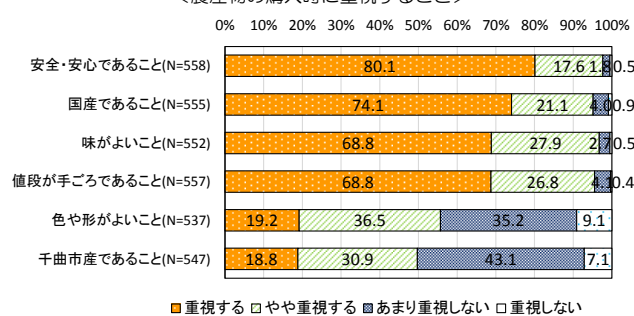
地産地消がより拡大するよう、市民だけでなく、外部からの来訪者に提供するなど、様々な機会を捉えて千曲市の農産物や加工品の地域内流通を促進することが必要です。

＜スーパーの地場産コーナーを利用するか＞



出典：食料・農業・農村に関するアンケート (H27 市民対象)

＜農産物の購入時に重視すること＞



出典：食料・農業・農村に関するアンケート (H27 市民対象)

●千曲市内の直売所等の状況

農産物直売所			インショップ		加工施設
無人	有人		A コーブ等 系統直営店	量販店内	
常設	季節限定				
●農家グループ 弥生農園	●農家グループ 花の駅 ●民間企業 産直市場ヤマサン ホリホック 中島農園 クラウン農園 ひなたざか農園 すくなし農園	●住民組織 やまぶき市 桑原農産物直売所 万葉の里青空市	●民間企業 あんず店 パリオ店	●民間企業 西友 原信 ベイシア ツルヤ	●民間企業 手づくり工房「夢麺」 アプリコットガーデン グループ「五加の庄」 そば処 やまぶき

●地産地消の効果

地産地消の効果(全体)	生産者のメリット・効果	消費者のメリット・効果
生産された農産物を地域で消費する活動を通じて、消費者と生産者を結びつけ、信頼関係を構築できる	- 農作物販売価格の決定や少量品目の販路確保により、女性や高齢者、小規模農家の流通販売活動を促進し、農業所得の確保と向上、遊休農地の活用や農村の活性化につながる - 消費者との顔の見える関係を築くことで生産意欲が高まり、環境面や品質管理に対する積極的な取組が推進される	- 安全でおいしく、新鮮な農産物を安心して食べることができる - 食材の移動距離の短さ（フードマイレージ）を意識することにより環境負荷低減について考えを深める機会となる

(2) 目指す姿

・千曲市産農産物の地域内流通の増大

(3) 取組の方向性と各主体に期待される活動

① 事業者・市民の自発的な「千曲市産農産物」の利用の促進

住民・来訪者も含めて「地産地消」を求める消費者は多くいますが、「千曲市産」農産物に対する認知度は高くなく入手経路も限られていることから、「千曲市産」単位での消費拡大を促進する必要があります。

取組の方向性		期待される活動	
1	千曲市産農産物利用の促進	農業者 事業者 市	- 食の文化祭*での千曲市産農産物PR - 千曲市産農産物を使用した郷土食の普及活動
2	千曲市産農産物の生産者グループの育成	市	高齢者や女性など、千曲市産農作物や加工品を研究・出荷するグループの育成支援

② 千曲市産農産物の販売・利用の促進

千曲市産農産物の販売・利用を拡大させるには、販売拠点や販売経路の増加、品揃えの充実、安全性の確保、販路の開拓等の取組を、総合的に行う必要があります。

直売所の高度化の例

1	品揃えの確保
2	効率的な集荷体制
3	農産物の加工による付加価値化
4	異業種との連携や6次産業化
5	地域内の連携強化や地域外への拡大

出典：直売所を中心とした地産地消の推進 農水省

取組の方向性		期待される活動	
1	販売拠点づくりと経営の高度化	農業者 事業者	直売所の規模拡大と経営効率向上の努力
		市	- 国の支援事業及び融資事業の活用による新たな拠点設置と既存施設の拡充の検討 - 直売所間の情報交換の促進（ネットワーク化など）
2	安全・安心な千曲市産農産物の利用促進	農業者	- 農薬の適性使用、農薬の飛散防止や生産履歴の記帳 - 食品衛生法やJAS法*などの関係法令等の遵守 - 市場ニーズに対応した品質、数量の確保 - 食品販売店舗での販売促進（スーパー、コンビニエンスストア等への販売依頼）
		市	- エコファーマー*、HACCP*の取得支援による安心・安全な農産物流通支援 - 飲食店、旅館業、食品産業等における利用促進 - 契約栽培等による大口契約の促進のための情報交換会の開催
③	千曲市産農産物を活用した加工食品の開発・販売の促進★②	農業者 事業者	あんずや姨捨の棚田米等の特産品を使用した観光施設や飲食店で販売できる土産物・料理の開発
		農業者 市	- 信州千曲ブランド*認定事業所との連携による加工品の開発・販売の促進 - 農業者、直売所、加工事業者、観光事業者、千曲市関係機関の連携促進



(4) リーディングプロジェクト

LP 1	食関連事業者と消費者との連携	⇒ 食関連事業所の生産現場見学 ⇒ 食関連事業者や市民との直接対話の機会・勉強会の開催 ⇒ 地元食材の食品への活用
LP 3	千曲市の食材活用と農業体験・伝統食の普及推進	⇒ 年中行事とそれにまつわる伝統料理のレシピ広報への掲載 ⇒ 食ごよみ [*] の旅館・飲食店での活用 ⇒ 次世代へ食文化を伝える総合冊子の作成 ⇒ 農業体験（保育園での農業体験含む）、わくわく市民農業楽校 [*] 、食の文化祭 [*] 等の体験講座・イベント等の実施 ⇒ 食農教育地域リーダー [*] の育成
LP 4	「保育園・給食センター」と「生産者・食関連事業者」との連携	⇒ 給食に利用できる食材の品目・量の拡大のため関係団体のコミュニケーションの場の設置 ⇒ 地産地消率の向上 ⇒ 保育園における農業体験と連動した地産地消給食の提供
LP 5	多様な販売手段を活用した販路の拡大	⇒ 様々な販売場所での信州千曲ブランド認定品、杏都（きょうと）ブランド商品、地場農産物、加工品の販売
LP 9	地場農産物を活用した新商品の開発と提供	⇒ “あんず”や“姨捨の棚田米”をはじめとした地元特産品を使用した新商品開発



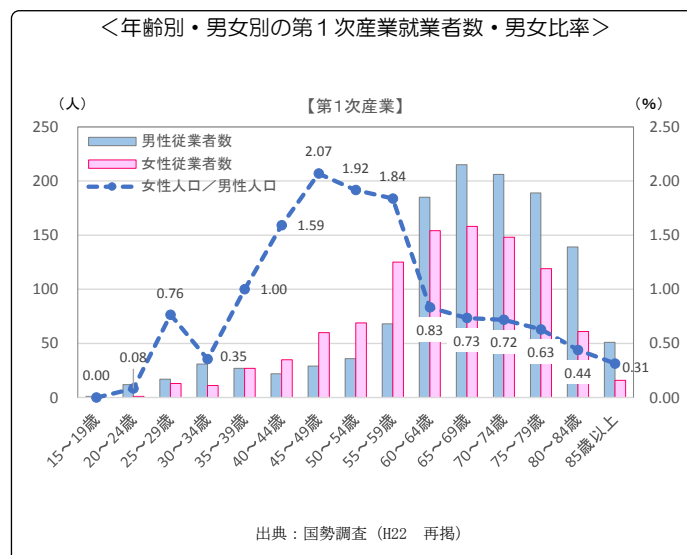
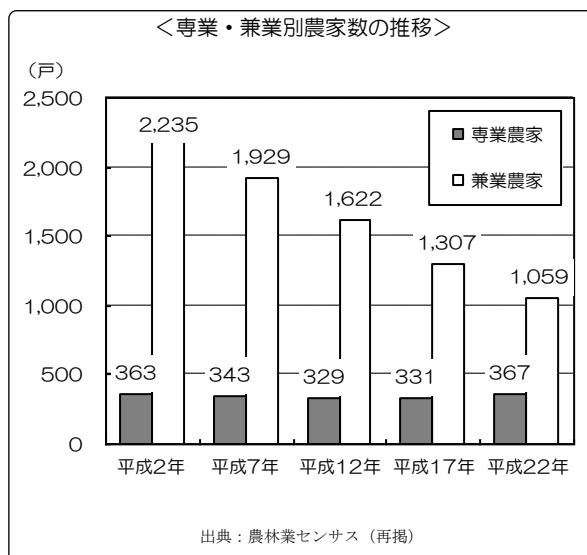
第2節 農業施策

第4項 農業の担い手の確保と育成

(1) 背景・現状

小規模零細な農家の割合が高い本市では兼業農業の後継者の確保が難しく、農業の担い手の高齢化と減少が続いています。農家の担い手が不足すると市民所得の減少や遊休農地の増加など、様々な問題が生じることが懸念されます。本市では、認定農業者*や農業法人などの意欲的な経営体への農地の集約化、中山間地での集落営農や日本型直接支払制度の活用、新規就農者の育成、女性の農業への参画の促進等を通じて、担い手の確保を図ってきましたが、本市の農業の継続と発展を担う農業者や法人を確保できる環境はまだ十分に整っていません。

地域の農業を維持・発展させるためには、意欲的に規模拡大や経営改善を目指す認定農業者*や農業法人を育成し農地の利用集約を図ることが必要です。また、生産効率の低い中山間地域では集落営農や“地域ぐるみ”の農地保全への参画を促進するとともに、農地の整備・改良等の基盤整備を進めることも重要です。これらの取組にあわせて、就農経験のない人材を農家や援農者にするために棚田オーナー制度による農業体験、アグリサポーター*制度による農作業ボランティア、市民農園での野菜づくりなどの仕組みを活用することで、女性や若者など、多様な主体が農業の担い手として携わることのできる機運を醸成し、将来に渡る継続性を確保していくことが必要です。



(2) 目指す姿

- ・意欲的で経営感覚に優れた農業者の育成と農地利用の集約
- ・多様な担い手による農業の継続と農地の保全
- ・いきいきとした女性の力が発揮される農業・農村社会の創造

(3) 取組の方向性と各主体に期待される活動

① 規模拡大・経営改善の意欲を持った担い手（効率的・安定的経営体）の育成

農業を牽引するのは、規模拡大・経営改善の意欲を持った担い手です。意欲を持った農業者への経営支援と農地の利用集積を行い、生産性の高い農業が展開できる体制を構築する必要があります。

取組の方向性		期待される活動	
1	意欲的な農業者の経営改善の支援★①	農業者	- 計画的な規模拡大、継続的な経営改善 - 認定農業者*等の制度の活用
		市	- 認定農業者*制度の紹介と認定支援 - 認定農業者*の経営改善のための情報提供等の支援 - 認定新規就農者*認定制度の普及
2	企業的な農業経営体の育成支援★①	市	- 講演会、個別相談等による農業経営の法人化の支援 - 制度資金等の活用による経営基盤の支援 - 農業法人参入のための優遇制度の研究
3	意欲的な農業者の規模拡大の支援★①	農業者	使わない農地の貸出、譲渡
		農業者 市	利用権設定等促進事業*、農地保有合理化事業*等による円滑な農地利用集積の促進

② 多様な担い手による農業の継続と農地の保全

本市の農家の約8割を占める零細・兼業農家には、それぞれが営農を続けることで、本市の農業と農地を維持・保全していく役割が期待されています。また、自給的な農業や一時的な援農、小規模であっても農業の担い手を確保していくきっかけをつくることが重要です。

取組の方向性		期待される活動	
1	地域農業を担う経営体の育成支援★①	農業者	就業、土地の貸出等による集落営農への協力
		市	- 集落営農組織の立ち上げ支援 - 集落営農組織の経営体質の強化支援 - 作業受委託組織の活用促進 - 水田経営所得安定対策（千曲市水田フル活用ビジョンの推進）への対応
2	新しい担い手の確保・育成★①	農業者	- JAのアグリセミナー、市民農園などによる農業学習機会の提供 - 農業体験活動への参画
		市	- 定年帰農者、就農希望者へ農業学習機会の提供 - 定年帰農者、就農希望者へ就農情報の提供 「新規就農里親制度*」等、国・県の支援制度の紹介 - 認定新規就農者制度の紹介と認定支援
3	高齢者の営農の支援★①	農業者	軽量野菜、省力作物の導入
		市	果樹の省力化栽培導入支援
4	農作業に関わる市民の拡大★①	農業者	アグリサポーター*制度の継続
		市	わくわく市民農業楽校*、各種農業体験、棚田オーナー制度、市民農園による千曲ファン（担い手）の確保

③ 女性農業者が活躍できる地域づくり

性別による固定的な役割分担意識は現代においては弊害でしかありません。家庭生活や仕事において女性の労働やアイデアを評価することが今後の農業の発展や人材確保のためには不可欠です。

取組の方向性		期待される活動	
1	女性団体の分野横断的なネットワーク化	市民 農業者 市	- 農産加工・販売の取組における郷土食との連携 - 他団体と連携した活動 - 各団体に関する活動支援
2	女性リーダーの育成★①	市民 農業者 市	- 食農教育地域リーダー*認定の積極的な取得 - 地域における先導的な活動 - 食と農の文化伝承講座*の開催
3	農業における女性の地位の確立	市民 農業者 市	- 家族経営協定*の締結 - 認定農業者*、認定新規就農者への夫婦共同申請 - 農業従事女性の農業者年金加入の促進 - 農業団体や区・自治会における女性役員の選出・登用 - 農業者に対する家族経営協定*の啓発
④	固定的役割分担意識の解消	市民 市	- 家族における介護、育児、家事など生活面での役割分担 - 介護、育児、家事など生活面での役割分担のPR

(4) リーディングプロジェクト

LP 6	耕作農地の集約化による担い手の育成	⇒ 農地の賃借に関する情報の集約・仲介 ⇒ 認定農業者*等の認定促進 ⇒ 農業制度資金等利用者に対する利子補給の実施 ⇒ 担い手の農地貸借に対する支援
LP 7	多様な担い手の農業参加と育成支援	⇒ 農機具等を市民（農家含む）で共有、レンタルする仕組みの構築 ⇒ わくわく市民農業楽校*、各種農業体験、オーナー制度、市民農園による千曲ファン（担い手）の確保 ⇒ アグリサポーター*の募集 ⇒ 農業女性プロジェクト等を通じた女性農業者の取組の発信
LP 8	新規就農者支援	⇒ 新たな就農者が円滑に営農できるようにサポート体制を構築 ⇒ 認定新規就農者への認定支援
LP 17	食・農に関わる女性による地域活性化	⇒ 食と農に関わる市民団体の連携による食育と地元農産物の利用を組み合わせた講座、イベントの開催 ⇒ 家族経営協定*締結の促進
関連 LP		LP3 千曲市の食材活用と農業体験・伝統食の普及推進 LP9 地場農産物を活用した新商品の開発と提供 LP13 地域ぐるみの農地保全・遊休農地の解消

第5項 農業経営の高付加価値化と安定化の支援

(1) 背景・現状

市場環境の変化に対応し競争力を高めるためには、農業経営の効率化の徹底はもちろんのこと、本市特有の特徴を生かした農作物や農産物を消費者ニーズに対応する形で開発・PRすることで、市場での認知度を高め、独自のポジションを築いていく必要があります。

本市は、全国有数の生産量を誇る「あんず」や名勝として有名な「姨捨の棚田」などの特徴的な地域資源を有しており、信州千曲ブランド認定品*をはじめ、地域資源を活用した多くの製品を市場に提供しています。また、トルコギキョウなどの花きや栽培きのこ類の産地でもあり、すでに市場において一定の競争力を発揮しています。こうした農産物の品質を向上させることに加え、加工品を生産することやブランド化を図ることによって、地域内外の消費者に選ばれる品目を増加させ、農業と関連する地場産業の振興を図ることで農業の継承を下支えすることが必要です。

また、農業の付加価値を高めるため、本市は信州大学等の専門機関との連携体制を構築しており、企業単体で実施することが難しい農業生産の安定化や地場産品の付加価値を高めるための研究体制の構築をコーディネートしています。既に行った「あんず」の機能分析や「地大根」の粉末化への研究結果などを活用し、企業の新商品開発を促進していくことが必要です。



◆信州千曲ブランド認定数の推移

年度	事業者数	認定数
平成22年	29業者	108品目
平成27年	36業者	142品目

連携・研究事例

□「あんずの機能性成分に関する研究」委託（信州大学農学部 平成26年度）

⇒企業には実証された機能性を付加価値として活用する新しい商品展開が求められる

□「おしぼり麺類用地大根の通年利用へ向けた商品化可能性試験」委託（信州大学工学部 平成26年度）

⇒商品化に向けては、分包工程や効率化等の課題が残ったため、企業も参画した中での課題解決の方法を模索していく必要がある

□名勝「姨捨（田毎の月）」保存管理計画の改訂（名勝「姨捨（田毎の月）」整備委員会 平成25年度）

⇒歴史的景観保全の付加価値としての活用や姨捨棚田ブランド商品の開発（棚田米や棚田酒など）による商品展開が求められる。

(2) 目指す姿

- ・付加価値の高い地場産品の創造
- ・農業生産の安定化、省力化等の実現による生産性の向上

(3) 取組の方向性と各主体に期待される活動

① ブランド構築と異分野連携による付加価値の創出

付加価値を高めるには、高品質の農産物を生産するだけでなく、新しい楽しみ方を提案や、安全性や品質を消費者に対して証明することが必要です。価値の創出と消費者への効果的な伝達を支援します。

取組の方向性		期待される活動	
1	信州千曲ブランド* 認定制度等の活用★②	農業者 事業者	- 制度を活用したPR、販売 - 地元農産物を活用した新商品の開発と出品（あんず、姨捨の棚田米などの活用）
		市	- 認定制度の継続的な見直し・改善（対象範囲・評価方法等） - 認定制度の認知度向上
2	農業の6次産業化*の推進★②	農業者 事業者	- 地元農産物を活用した加工食品の開発と販路開拓 - 農業者による加工品の商品化と直売
		市	農業者と食関連事業者との連携の支援

② バランスのとれた生産による収益の確保

多品種の農作物による複合経営など本市の特性にあわせた農業を展開し生計を立てていける農家を育成するため、環境変化に強く付加価値の高い農業経営の確立を支援する必要があります。

取組の方向性		期待される活動	
1	産地としての収益性の向上	農業者	- 農業経営指標に基づく農業経営 - 農業経営改善計画の策定と計画的実施 - 営農類型*別の農業経営指標に基づく農業経営の促進と産地化の推進 - 新規作目の導入や産地化を狙いとした戦略作目の選定と栽培 - 品目の組み合わせやハウス栽培等の導入による周年供給体制の実施
		市	「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、 「農業振興地域整備計画*」等の見直し、実施

③ 研究課題の掘り起こしと研究機関とのマッチング

農業及び食品産業事業者が生産の現場で直面している課題や新品種・新商品の開発上の課題を解決するため、産学官連携を活用できる体制をつくる必要があります。

取組の方向性		期待される活動	
1	研究課題の掘り起こしと 研究機関とのマッチング	農業者	農業における技術課題・研究課題の提起
		事業者	食品加工・食品製造・流通・販売過程における技術課題・研究課題の提起
		市	- 産学官連携の活用方法の周知と相談会の実施 - 農業者・事業者等が持っている課題の抽出と整理
2	産学官連携コーディネート体制の充実	市	- 研修参加等によるコーディネーターの専門性の向上 - 課題に対応した研究機関・研究者との調整

(4) リーディングプロジェクト

LP 6	耕作農地の集約化による担い手の育成	⇒ 農地の賃借に関する情報の集約・仲介 ⇒ 認定農業者*等の認定促進 ⇒ 農業制度資金等利用者に対する利子補給の実施 ⇒ 担い手の農地賃借に対する支援
LP 8	新規就農者支援	⇒ 新たな就農者が円滑に営農できるようにサポート体制を構築 ⇒ 認定新規就農者への認定支援
LP 9	地場農産物を活用した新商品の開発と提供	⇒ “あんず”や“姨捨の棚田米”をはじめとした地元特産品を使用した新商品開発
LP 10	果樹・花卉・野菜等の栽培技術向上及び品種改良に関する取組支援	⇒ あんず、りんご、ぶどう、トルコギキョウ等をはじめとする農産物の新しい栽培技術や新品種・効率のよい品種への更新を促進するための取組支援
関連 LP		LP1 食関連事業者と消費者との連携 LP2 安全・安心な農産物生産を促進する認証制度の普及促進 LP5 多様な販売手段を活用した販路の拡大 LP7 多様な担い手の農業参加と育成支援 LP 11 千曲市水田フル活用 LP 12 農業用水利施設の改修 LP 14 土地基盤整備の促進 LP 15 地域ぐるみの有害鳥獣対策



第3節 農村施策

第6項 多面的機能を十分に発揮させるための生産基盤の保全と維持管理

(1) 背景・現状

本市では、千曲農業振興地域整備計画*によって農振農用地をゾーニングし農用地の保全と活用を図るとともに、農用地区域内において基盤整備等の投資を促進してきました。

農地を有効に活用するためには、市場性のある作目の団地化を図るなど戦略的に産地を形成していく必要があります。農業を効率的に営むためには施設や設備が必要になりますが、農業所得が少ない中山間・山間地域では担い手が減少しており、農家だけでなく非農家も含めた地域ぐるみの維持・管理の体制をつくることが求められています。現在、森、大田原、荏沢、大池、南沖、弥勒寺などの地区では、地域ぐるみで農地や農業施設等の維持管理が行なわれ、その取組は周辺集落へ徐々に波及しています。

また、将来に渡って持続的な農業を確保するとともに、消費者の安全志向に対応するため、減農薬や有機質肥料の利用によって、農地の疲弊を抑止する農業生産方式を多くの農家が導入することが求められています。次代の農業の担い手や将来の市民のために、土壌をはじめとする営農環境に配慮した農業生産方式の実践を拡大していく必要があります。

このように生産性と安全性を確保する取組を行うことで、多面的な機能を有し地域に恩恵もたらす農業を支援していく必要があります。



(2) 目指す姿

- 集約化された土地利用と戦略的な営農による生産性の向上
- 農業施設の協働による維持管理と長寿命化
- 食の安全性と農業の持続可能性を高める“土づくり”の推進

(3) 取組の方向性と各主体に期待される活動

① 農用地の計画的な利用

千曲農業振興地域整備計画^{*}に沿って地域に適応した作目による団地化を図ります。

取組の方向性		期待される活動	
1	農用地区域の計画的利用	市	・ 千曲農業振興地域整備計画 [*] に沿った土地利用の推進
2	土地利用の高度化	農業者	・ 地域に適応した重点作目による用地区分、団地化の促進

② 農業生産基盤の整備開発

本市の農業基盤整備に関しては、施設の老朽化に対応した維持・改良と長寿命化が必要です。また、農地の効率的な利用を目指して総合的な農業生産基盤整備を推進します。

取組の方向性		期待される活動	
1	地区の特性に即した土地基盤整備及び開発★①	市民 農業者 市	・ 用排水路や畑地かんがい設備、農道の新設、改修、舗装など ・ 多面的機能支払事業による地域での修繕の支援 ・ 老朽化した暗渠排水等施設等の維持・改良・長寿命化 ・ 景観保全の観点も含めた整備・保全

③ 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進

本市では農業の中核的担い手の育成が急務です。このために農地の流動化、利用集積を進め、農業を主業とする農業者の他産業従業者並みの所得、労働時間の水準を目指します。

取組の方向性		期待される活動	
1	農業経営基盤強化促進事業	農業者 市	・ 統一作目・品目・品種による団地化の推進 ・ 湿田解消によるブロックローテーション[*]の推進
		市	・ 生産集団組織の育成と作業
2	農地移動適正化あっせん事業★①	市	・ 権利移動、貸借を目的とする農家へのあっせん
		市	・ 農用地の売り渡し、貸借に関する情報の提供、意識啓発
3	遊休農地の解消による農地の有効利用★①②	農業者 市	・ 遊休農地の流動化と生産基盤の拡大の促進 ・ ワイン用ぶどうの栽培による農地の荒廃化の抑制

④ 農業近代化施設の整備

高品質で安全な農産物の供給と生産性の向上を図るため、生産組織の強化、生産体制、施設整備などを計画的に実施していきます。

取組の方向性		期待される活動	
1	機械化一貫体系の構築のための作目の統一	農業者 市	・ 優良品種への品種の統一 ・ 生産組織、大規模経営農家の育成
2	作目に合わせた機械化・施設化の推進	農業者	・ 作目に合わせた施設整備による機械化

⑤ 土壌等の環境に配慮した持続可能な農業生産方式の普及

農業の持続性を保持することや生態系との調和を図ることは、農業者の責務と言えます。次代の農業の担い手や将来の市民のために、土壌をはじめとする営農環境に配慮した農業生産方式の実践を拡大していく必要があります。

取組の方向性		期待される活動	
1	環境にやさしい 農業生産方式の普及・実践★①	農業者	・エコファーマー*、GAP*、信州の環境にやさしい農産物認証制度*、有機JAS*認定などの環境保全型農業*の活用 ・ポジティブリスト制度*に基づく適切な農薬使用の推進 ・肥料、農薬の使用状況の記録 ・土壌診断の実施 ・事業ごみ（使用済みプラスチック等）の適正な廃棄 ・営農に用いるエネルギーの節減
		市	・環境保全型農業*の必要性に関する啓発 ・先進的な事例や手法の紹介 ・環境保全型農業*に関する諸制度の紹介と活用支援 ・有機農業推進アドバイザー*の利用促進

(4) リーディングプロジェクト

LP 2	安全・安心な農産物生産を促進する 認証制度の普及促進	⇒ 「エコファーマー*」「信州の環境にやさしい農産物認証制度*」「GAP*」「HACCP*」等の安全管理の徹底を示す既存認定制度の紹介、普及、認定支援
LP 6	耕作農地の集約化による 担い手の育成	⇒ 農地の賃借に関する情報の集約・仲介 ⇒ 認定農業者*等の認定促進 ⇒ 農業制度資金等利用者に対する利子補給の実施 ⇒ 担い手の農地賃借に対する支援
LP 12	農業用水利施設の改修	⇒ 農業用水利施設の老朽化に対応して水路の対策（補修・改修による長寿命化） ⇒ 六ヶ郷用水路の改修（県、市） ⇒ 埴科幹線水路の改修及び修繕（埴科郡土地改良区） ⇒ 若宮用水路の改修（市）
LP 13	地域ぐるみの農地保全・遊休農地の 解消	⇒ 日本型直接支払制度の活用による地域ぐるみの遊休農地解消対策 ⇒ 遊休農地を耕作可能にするために行なう樹木等の伐採・抜根・耕運・整地等への支援 ⇒ ワイン用ぶどう栽培者への支援（苗木助成、利子助成制度の創設、ワイナリー経営学習会の開催）
LP 14	土地基盤整備の促進	⇒ 生産効率を上げるために実施する圃場整備や農道工事等の実施を支援 ⇒ 景観保全の観点を含めた整備の実施支援
LP 15	地域ぐるみの有害鳥獣対策	⇒ 有害鳥獣の個体数調整、生息地管理、被害防除等総合的な対策の実施 ⇒ 日本型直接支払制度の活用による“地域ぐるみ”の生息地管理及び被害防除
関連 LP		LP7 多様な担い手の農業参加と育成支援 LP8 新規就農者支援 LP10 果樹・花卉・野菜等の栽培技術向上及び品種改良に関する取組支援 LP11 千曲市水田フル活用

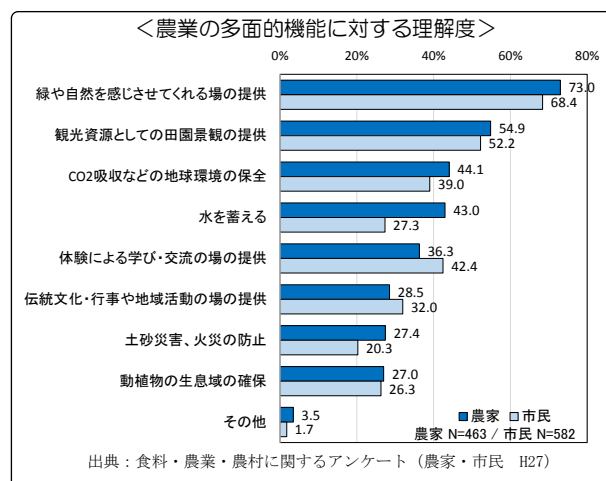
第7項 都市農村交流の推進と農業・農村の持つ多面的機能の理解促進

(1) 背景・現状

農業及び農村は、産業としての機能の他に水源の涵養や生物の生息地の確保、気候の緩衝など多面的な機能を有しています。本市の農業を見ると、田毎の月で知られる「姨捨の棚田」や一目十万本とも言われる「あんずの里」が素晴らしい景観をつくり出していることをはじめ、市全域の農地が水源涵養や災害防止、生態系の維持などの機能を発揮しています。近年は、都市住民を中心に余暇を農村で過ごし農業や自然を体験するグリーン・ツーリズム*への関心が高まっており、本市においても姨捨の棚田におけるオーナー制度など地域資源を活用した交流や観光が活発化しつつあります。

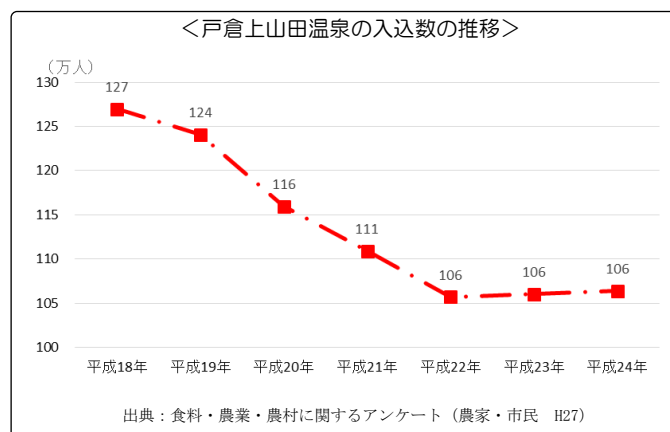
こうした背景を踏まえて、生産性の高い農地や農業者だけでなく、中山間地などの条件不利地*においても農業が継続できる支援策を講じていく必要があります。条件不利地*の農業を保全していくためには、農家以外の市民や交流者も含めて農業を地域の財産として捉え、農業環境の維持・管理に協力して取り組んでいくことが求められます。

また、本市の農業・農村を活用することで観光関連産業を活性化するという視点も重要です。戸倉上山田温泉は昭和40年代から50年代前半にかけて歓楽型温泉地として栄えましたが、景気の後退等で宿泊者数の減少傾向が続いています。農業と観光、食品加工などの連携によって新たな市内観光のコンテンツを創出し、地域外からの誘客と消費の拡大を促進していく必要があります。



＜「姨捨の棚田」保全団体＞

千曲市棚田保全推進会議／田毎の月棚田保存同好会／
名月会／四十八枚田保存会／科野農業塾／
名勝姨捨棚田倶楽部



(2) 目指す姿

- 多面的機能を十分に発揮した市民の財産としての農業の確立
- 環境学習・観光と連携したグリーン・ツーリズム*による地域の活性化

(3) 取組の方向性と各主体に期待される活動

① 農業及び農村の有する多面的機能に配慮した農業への転換と理解の促進

農業者の理解を得て、多面的機能を十分発揮させるための環境整備を行います。

取組の方向性		期待される活動	
1	農業の近代化が相当でない地域の農地の保全・整備★①②	市 農業者	・ 多面的機能に配慮した農地の保全・整備
		市 農業者	・ 姨捨の棚田やあんすの里の景観保全
2	生態系保全に配慮した農業用水路整備★①②	市民 市	・ 冬期湛水、棚田活用、ビオトープ*の整備等の支援
		市民 農業者	・ 周囲の営農活動に配慮した、水田での冬期湛水 ・ 棚田の活用及び営農支援 ・ ビオトープ*の維持管理

② 地域が一体となった維持管理体制の構築

多面的機能の発揮のための維持管理活動には、非農家も含めた市民の協力が必要です。地域における協働の活動を促進、支援します。

取組の方向性		期待される活動	
1	地域資源を保全するための協働活動の支援★①	市民 農業者	・ 地域における自主的な保全活動 ・ 多面的機能支払事業を活用した地域ぐるみの維持管理
		市	・ 農機具等を共有する仕組みづくり ・ 区自治会による水路維持管理 ・ 多面的機能支払事業を活用した維持管理体制の支援
2	作業以外での協力体制の検討	市	・ ふるさと千曲市応援寄付金*の活用 ・ 棚田基金の募集

③ 遊休農地の解消と拡大防止

多面的機能の保全のためにも遊休農地の解消と拡大防止は不可欠です。特に、中山間地域など条件不利地域*に関しては農業の効率化が難しいことから農業の継続のための支援を行います。

取組の方向性		期待される活動	
1	遊休農地の実態把握★①	市	・ 現況調査による遊休農地の実態把握 ・ 遊休農地再生の優先順位の検討
		農業者 市	・ 生産集団組織の育成と作業
2	遊休農地の荒廃防止と利用促進★①	農業者 市	・ 権利移動、貸借を目的とする農家への斡旋
		市	・ 農用地の売り渡し、貸借に関する情報の提供、意識啓発 ・ 市民への遊休農地の斡旋

④ 鳥獣被害対策の推進

有害鳥獣による被害は農業生産に深刻な被害を及ぼし、農業者の生産意欲の低下にもつながります。被害対策だけでなく、被害を未然に防ぐための生息地・個体数管理、局所的な効果に留めないための集落内や集落間の合意形成など、農地の保全を目的とした総合的な取り組みが必要です。

取組の方向性		期待される活動	
1	農業者への有害鳥獣対策の検討・指導★①	市	・ 有害鳥獣の被害状況など情報の発信・指導 ・ 他地域で効果があった先進事例の研究 ・ 市民による自主的な対策への支援
2	有害鳥獣の個体数調整の実施★①	農業者 市	・ 猟友会と連携した有害鳥獣対策（個体数調整）
3	有害鳥獣の生息環境管理★①	市民 農業者 市	・ 適切な間伐の実施 ・ 里山管理への市民参加の仕組みの検討
4	有害鳥獣の被害防除★①	市民 農業者 市	・ 侵入防止柵の設置、維持管理 ・ 広域的な侵入防止柵の設置検討会議の開催・支援

⑤ グリーン・ツーリズム*による農業・農村の多面的機能への理解促進

近年、都市部から農業や農村への交流への関心が高まっています。姨捨の棚田を活用したグリーン・ツーリズム*のメニューの拡充、その他の地域資源への誘客の流れや体制の構築を進めることで、地域経済の活性化につなげていくことが必要です。

取組の方向性		期待される活動	
1	姨捨の棚田の活用★①②	市民 農業者 市	・ 姨捨の棚田保存団体の活動支援 ・ 姨捨の棚田の担い手の募集 ・ 関係者を集めた棚田の活用方法の検討
2	その他のグリーン・ツーリズム*メニューの促進★①	市民 農業者 市	・ 農産加工・販売の取組における郷土食との連携 ・ 食品加工など団体と連携した活動 ・ 市民の活動団体に関する活動支援
3	農業体験、学習機会の設置★①	市民 農業者 市 農業者	・ 市民農園の拡大 ・ 園児・児童の農業体験の実施 ・ 農業の持つ多面的機能の啓発と市民意識の把握 ・ 受け入れ体制の拡充 ・ 公民館講座などでの農業体験

⑥ 観光との連携による都市農村交流の創出と地域活性化

グリーン・ツーリズム*は市内観光を振興するための有用なメニューです。農村観光と温泉、食品加工事業者などとの連携によって、市内の観光産業の活性化を図ります。

取組の方向性		期待される活動	
1	都市農村交流の活性化★①②	市 農業者 事業者	・ 姨捨観光会館周辺の観光施設整備（案内板、休憩所など） ・ あんずの花見、あんず狩りなどを観光資源として活用 ・ グリーン・ツーリズム*による経済効果の検証 ・ グリーン・ツーリズム*と温泉地の連携の検討 ・ 食品加工事業者との連携 ・ あんず狩り、りんごオーナー制などの実施
2	団体利用による農業体験の受け入れ	事業者 市 農業者	・ 修学旅行など団体客の農業体験受け入れの検討 ・ 農業体験における企業の研修プログラムの検討 ・ 団体による農業体験の受け入れ

(4) リーディングプロジェクト

LP 7	多様な担い手の農業参加と 育成支援	⇒ 農機具等を市民（農家含む）で共有、レンタルする仕組みの構築 ⇒ わくわく市民農業楽校*、各種農業体験、オーナー制度、市民農園による千曲ファン（担い手）の確保 ⇒ アグリサポーター*の募集 ⇒ 農業女性プロジェクト等を通じた女性農業者の取組の発信
LP 15	地域ぐるみの有害鳥獣対策	⇒ 有害鳥獣の個体数調整、生息地管理、被害防除等総合的な対策の実施 ⇒ 日本型直接支払制度の活用による“地域ぐるみ”の生息地管理及び被害防除
LP 16	温泉地を利用した農業体験 宿泊プログラムの開発	⇒ 農業者と観光事業者が連携した、宿泊プログラムの企画・実行
関連 LP		LP3 千曲市の食材活用と農業体験・伝統食の普及推進 LP6 耕作農地の集約化による担い手の育成 LP17 食・農に関わる女性による地域活性化



第5章 リーディングプロジェクト

LP	1	食関連事業者と消費者との連携						
ねらい		食品に関する情報発信、地元食材の活用						
内容		・ 食関連事業所の生産現場見学						
		・ 食関連事業者や市民との直接対話の機会・勉強会の開催						
		・ 地元食材の食品への活用						
役割分担		市	△	産業振興課、農林課、健康推進課				
		市民	○					
		農業者・農業団体						
		事業者	◎					
貢献する 施策		食料			農業		農村	
		施策 1	施策 2	施策 3	施策 4	施策 5	施策 6	施策 7
		○	○	◎		○		

LP	2	安全・安心な農産物生産を促進する認証制度の普及促進						
ねらい		市民への農産物に関する安全性の情報発信						
内容		・「エコファーマー*」「信州の環境にやさしい農産物認証制度*」 「GAP*」「HACCP*」等の安全管理の徹底を示す既存認定制度の紹介、普及、認定支援						
役割分担		市	○	農林課				
		市民	△					
		農業者・農業団体	◎					
		事業者	△					
貢献する 施策		食料			農業		農村	
		施策 1	施策 2	施策 3	施策 4	施策 5	施策 6	施策 7
		◎	○			○	◎	

LP	3	千曲市の食材活用と農業体験・伝統食の普及推進						
ねらい		千曲市の食文化の継承、地場農産物消費の啓発						
内容		・ 年中行事とそれにまつわる伝統料理のレシピ広報への掲載						
		・ 食ごよみ [*] の旅館・飲食店での活用						
		・ 次世代へ食文化を伝える総合冊子の作成						
		・ 農業体験（保育園での農業体験含む）、わくわく市民農業楽校 [*] 、食の文化祭 [*] 等の体験講座・イベント等の実施						
		・ 食農教育リーダーの育成						
役割分担		市	◎	農林課、健康推進課、こども未来課				
		市民	◎					
		農業者・農業団体	△					
		事業者	△					
貢献する 施策		食料			農業		農村	
		施策 1	施策 2	施策 3	施策 4	施策 5	施策 6	施策 7
		○	◎	◎	○			○

LP	4	「保育園・給食センター」と「生産者・食関連事業者」の連携						
ねらい		学校給食等における地元食材の活用						
内容		・ 給食に利用できる食材の品目・量の拡大のため関係団体のコミュニケーションの場の設置						
		・ 地産地消率の向上						
		・ 保育園における農業体験と連動した地産地消給食の提供						
役割分担		市	◎	給食センター、こども未来課、農林課				
		市民						
		農業者・農業団体	◎					
		事業者	◎					
貢献する 施策		食料			農業		農村	
		施策 1	施策 2	施策 3	施策 4	施策 5	施策 6	施策 7
		○	◎	◎				

LP	5	多様な販売手段を活用した販路の拡大						
ねらい		地場農産物・加工品の流通・消費促進						
内容		・様々な販売場所での信州千曲ブランド認定品、杏都（きょうと）ブランド商品、地場農産物、加工品の販売						
役割分担		市	△	産業振興課、農林課、観光課				
		市民	△					
		農業者・農業団体	◎					
		事業者	◎					
貢献する 施策		食料			農業		農村	
		施策 1	施策 2	施策 3	施策 4	施策 5	施策 6	施策 7
		○	○	◎		○		

LP	6	耕作農地の集約化による担い手の育成						
ねらい		土地利用の合理化による農地の面的集積						
内容		・ 農地の賃借に関する情報の集約・ 仲介						
		・ 認定農業者等の認定促進						
		・ 農業制度資金等利用者に対する利子補給の実施						
		・ 担い手の農地賃借に対する支援						
役割分担		市	◎	農林課、農業委員会				
		市民	○					
		農業者・農業団体	◎					
		事業者						
貢献する 施策		食料			農業		農村	
		施策 1	施策 2	施策 3	施策 4	施策 5	施策 6	施策 7
					◎	◎	◎	○

LP	7	多様な担い手の農業参加と育成支援						
ねらい		多様な担い手の確保						
内容		・ 農機具等を市民（農家含む）で共有、レンタルする仕組みの構築						
		・ わくわく市民農業楽校*、各種農業体験、オーナー制度、市民農園による千曲ファン（担い手）の確保						
		・ アグリサポーター*の募集						
		・ 農業女性プロジェクト等を通じた女性農業者の取組の発信						
役割分担		市	◎	農林課、人権政策課				
		市民	○					
		農業者・農業団体	◎					
		事業者						
貢献する 施策		食料			農業		農村	
		施策 1	施策 2	施策 3	施策 4	施策 5	施策 6	施策 7
					◎	○	○	◎

LP	8	新規就農者支援					
ねらい	新規就農者の確保と自立的営農の実現						
内容	・ 新たな就農者が円滑に営農できるようにサポート体制を構築						
	・ 認定新規就農者への認定支援						
役割分担	市		◎	農林課			
	市民						
	農業者・農業団体		○				
	事業者						
貢献する 施策	食料			農業		農村	
	施策 1	施策 2	施策 3	施策 4	施策 5	施策 6	施策 7
				◎	◎	○	

LP	9	地場農産物を活用した新商品の開発と提供						
ねらい		地場農産加工品の流通・消費促進、地場農産物の活用促進						
内容		・“あんず”や“姨捨の棚田米”をはじめとした地元特産品を使用した新商品開発						
役割分担		市	△	産業振興課、農林課				
		市民	△					
		農業者・農業団体	○					
		事業者	◎					
貢献する 施策		食料			農業		農村	
		施策 1	施策 2	施策 3	施策 4	施策 5	施策 6	施策 7
		○	○	◎	○	◎		

LP	10	果樹・花卉・野菜等の栽培技術向上及び品種改良等に関する取組支援						
ねらい		栽培農家の収入の向上						
内容		・ あんず、りんご、ぶどう、トルコギキョウ等をはじめとする農産物の新しい栽培技術や新品種・効率のよい品種への更新を促進するための取組支援						
役割分担		市	○	農林課				
		市民						
		農業者・農業団体	◎					
		事業者						
貢献する 施策		食料			農業		農村	
		施策 1	施策 2	施策 3	施策 4	施策 5	施策 6	施策 7
						◎	○	

LP	11	千曲市水田フル活用					
ねらい		水田の有効活用					
内容		・米の需要に応じた転作の推進					
役割分担	市		◎	農林課			
	市民						
	農業者・農業団体		◎				
	事業者						
貢献する 施策	食料			農業		農村	
	施策 1	施策 2	施策 3	施策 4	施策 5	施策 6	施策 7
					○	○	

LP	12	農業用水利施設の改修						
ねらい		農業生産基盤の老朽化対策と長寿命化						
内容		・ 農業用水利施設の老朽化に対応して水路の対策（補修・改修による長寿命化）						
		・ 六ヶ郷用水路の改修（県、市）						
		・ 埴科幹線水路の改修及び修繕（埴科郡土地改良区）						
		・ 若宮用水路の改修（市）						
役割分担		市	◎		農林課			
		市民						
		農業者・農業団体	◎					
		事業者	△					
貢献する 施策		食料			農業		農村	
		施策 1	施策 2	施策 3	施策 4	施策 5	施策 6	施策 7
						○	◎	

LP	13	地域ぐるみの農地保全・遊休農地の解消						
ねらい		農地の保全、遊休農地の解消						
内容		・日本型直接支払制度の活用による地域ぐるみの遊休農地解消対策						
		・遊休農地を耕作可能にするために行なう樹木等の伐採・抜根・耕運・整地等への支援						
		・ワイン用ぶどう栽培者への支援（苗木助成、利子助成制度の創設、ワイナリー経営学習会の開催）						
役割分担		市	○	農林課				
		市民	△					
		農業者・農業団体	◎					
		事業者						
貢献する 施策		食料			農業		農村	
		施策 1	施策 2	施策 3	施策 4	施策 5	施策 6	施策 7
					○		◎	

LP	14	土地基盤整備の促進						
ねらい		景観保全の観点を含めた農地の生産効率の向上						
内容		・ 生産効率を上げるために実施する圃場整備や農道工事等の実施を支援						
		・ 景観保全の観点を含めた整備の実施支援						
役割分担		市	◎	農林課				
		市民						
		農業者・農業団体	◎					
		事業者	△					
貢献する 施策		食料			農業		農村	
		施策 1	施策 2	施策 3	施策 4	施策 5	施策 6	施策 7
						○	◎	

LP	15	地域ぐるみの有害鳥獣対策						
ねらい		有害鳥獣による被害防止						
内容		・ 有害鳥獣の個体数調整、生息地管理、被害防除等総合的な対策の実施						
		・ 日本型直接支払制度の活用による“地域ぐるみ”の生息地管理及び被害防除						
役割分担		市	◎	農林課				
		市民	○					
		農業者・農業団体	◎					
		事業者						
貢献する 施策		食料			農業		農村	
		施策 1	施策 2	施策 3	施策 4	施策 5	施策 6	施策 7
						○	◎	◎

LP	16	温泉地を利用した農業体験宿泊プログラムの開発					
ねらい	農業と観光の連携による来訪者の長期滞在の促進						
内容	・ 農業者と観光事業者が連携した、宿泊プログラムの企画・実行						
役割分担	市	△	農林課、観光課				
	市民						
	農業者・農業団体	○					
	事業者	◎					
貢献する 施策	食料			農業		農村	
	施策 1	施策 2	施策 3	施策 4	施策 5	施策 6	施策 7
							◎

LP	17	食・農に関わる女性による地域活性化						
ねらい		女性による地域活性化の促進						
内容		・食と農に関わる市民団体の連携による食育と地元農産物の利用を 組み合わせた講座、イベントの開催						
		・家族経営協定*締結の促進						
役割分担		市		○	農林課、人権政策課			
		市民		◎				
		農業者・農業団体		◎				
		事業者		○				
貢献する 施策		食料			農業		農村	
		施策 1	施策 2	施策 3	施策 4	施策 5	施策 6	施策 7
			◎		◎			○



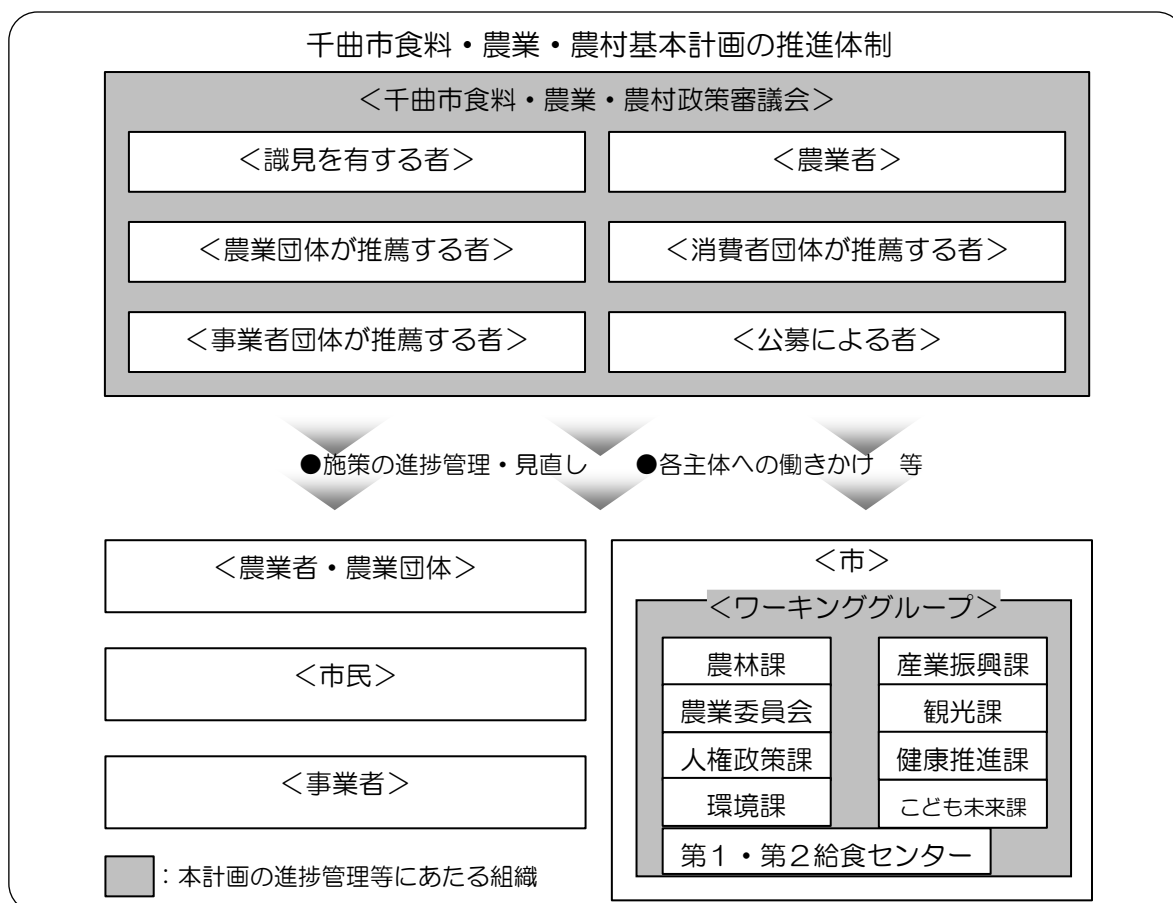
第6章 計画の推進体制と進行管理

我が国の農業政策は、大きな転換期を迎えており、食料・農業・農村を取り巻く社会情勢は、変化が求められている時代とも言えます。

このような状況下で、本計画の将来像を実現するには、定期的に各施策を評価し、推進上の課題を明らかにすることで取り組み内容の選択と集中を図ることや施策そのものを見直すことにより、社会変化に対応した取り組みとなるように留意していく必要があります。

こうした背景から、本計画の進行管理にあたっては、本計画の策定会議である「千曲市食料・農業・農村政策審議会（審議会）」を、計画期間中に定期的に開催し、計画の進捗についての確認と課題に対する取り組み方策についての検討を行います。

こうした進捗管理を行うための体制として、市役所内部に分野横断的な情報収集と取り組みの促進のための「食料・農業・農村ワーキンググループ」を設置し、施策の評価・点検のための準備作業を行うとともに、審議会での検討を支援します。



資料編

用語解説

No	用語	解説
1	GAP	Good Agricultural Practice の略。 農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。
2	HACCP	Hazard Analysis and Critical Control Point の略。 食品のなかに潜む危害（生物的、化学的あるいは物理的）要因（ハザード）を科学的に分析し、それが除去（あるいは安全な範囲まで低減）できる工程を常時管理し記録する方法。
3	ICT	Information and Communication Technology の略。 農作物の栽培時における気象・栽培条件などの各種データを蓄積・分析し、収益向上・新たな生産方式の構築に利用されるなど、多方面に活用が期待されている。
4	ISO	International Organization for Standardization の略。 工業分野の国際的な標準である国際規格。食品関係事業者では、ISO9001（品質）、ISO14001（環境）、ISO22000（食品安全）等が取得されることが多い。
5	JAS 法	全ての食品を生鮮食品と加工食品に分けて、それぞれに一定の表示を義務付けており、ルールを守らない事業者に対しては、指導を行うとともに、表示を改善するよう指示し、これを公表している。
6	アグリサポーター	農家の補助作業を行うもの。 千曲市では、営農支援センターが仲介役となり、農作業の繁忙期の労働力を補うものとして募集されている。
7	エコファーマー	平成11年に施行された「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産を計画し、知事の認定を受けた農業者のこと。 エコファーマーになると、農業改良資金の貸付に関する特例措置として、償還期間が10年（うち据置期間3年）から12年（同3年）まで延長されるほか、導入計画に基づき生産された農産物に添付するシールや包装容器、チラシや名刺などに「エコファーマーマーク」を表示することが可能。
8	グリーン・ツーリズム	広義には「都市と農村の交流」のこと。 農水省の定義では、農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動とされる。 「農村民泊」とほぼ同義。ほかに、「アグリ・ツーリズム」などとも呼ばれる。

9	バイオマス	生物資源（bio）の量（mass）を表す。 再生可能な有機性資源のため、地球温暖化防止や循環型社会の形成に加え、食料の安全性の面でも、今後新たな領域を開拓するものである。
10	ビオトープ	生物群集の生息空間を示す言葉。 農地や農業用施設を適切に維持管理する、営農活動そのものがビオトープの形成に繋がっている。
11	フードチェーン	一次生産から消費までの、食品及びその材料の生産、加工、配送、保管及び取扱いに関わる一連の段階及び活動。すなわち、材料の生産から食品製造までの一連の流れに関係したものは、フードチェーンに含まれる。
12	ふるさと千曲市応援寄付金	ふるさと納税制度に基づき、千曲市に住所を持たないものが千曲市に対して寄付を行うもの。 寄附金の用途についても6つのメニューの中から選択することができる。
13	ブロックローテーション	ほ場をいくつかのブロック（区画）に分け、毎年、転作するブロックを変えていく集団転作の手法。 農家の公平性確保と転作作物の生産性向上にも役立つことから、ほ場整備を契機に導入されるケースが多い。
14	ポジティブリスト制度	基準が設定されていない農薬等が一定量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度。
15	わくわく市民農業楽校	千曲市民に農業の楽しさを学んでもらう事を目的とし、ＪＡちくまの営農指導員等の指導のもとで、野菜づくりの基礎知識から農地や農作物の管理方法などを体験するプログラム。
16	営農類型	農業事業体の作物別の販売収入を「水田作」、「畑作」、「野菜作」、「果樹作」、「花き作」、「酪農」、「肉用牛」、「養豚」、「採卵養鶏」及び「ブロイラー養鶏」並びに上記のいずれにも属さない「その他」別に区分し、最も収入が大きい区分により農業事業体を分類するとき、それぞれに分類した農業事業体の経営のタイプをいう。
17	家族経営協定	家族で農業経営に従事する場合の、経営方針や就業環境等に関する家族内の取り決め。 農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

18	環境保全型農業	農水省の定義では、「農業のもつ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」となっている。
19	条件不利地	農業生産の環境からみても、社会的条件からみても、政府による何らかの援助を必要とする地域。 条件不利地域を規定するいくつかの法律によって規定される。国内の条件不利地の多くは中山間地域（山間農業地域と中間農業地域をあわせたもの）に存在する。
20	食と農の文化伝承講座	行政と住民が一緒になって、現在抱えている「地域の食と農」の課題について解決していくための仕組みを作ることが必要になり、その結果として設立された「食と農のかけはし」リーダー育成講座のこと。その後、「食と農の文化伝承講座」と名称を変更した。 講座を修了した者には地域での食農教育活動を実践してゆくことが期待されている。
21	食農教育地域リーダー	『食と農の文化伝承講座』を修了した者。
22	食の文化祭	「地域が育んできた食文化、行事を中心とした農村の生活」を伝えていくため、千曲市と食に関わる団体が主体となって行っている催し。 市民や地元中高生による発表や、『食』に関する講演や体験、郷土料理の展示やふるまいなどが行なわれる。例年 1 月末頃に開催。
23	新規就農里親制度	新たに農業を始めたい方のために、「里親（農業者）」として登録された熟練農業者から、実践的な技術習得から、農地確保のための情報提供、生活面でのサポートなどの応援により独立就農を支援する、長野県独自の制度。
24	信州の環境にやさしい農産物認証制度	地域の一般的な栽培方法と比較して、化学肥料及び化学合成農薬を 50%以上（平成 23 年産までは 30%以上）削減して生産する農産物について長野県知事が認証を与えたもの。 認証期間は、原則として 1 年間。認証を受けた品目や生産者は県ホームページで公開される。
25	信州千曲ブランド認定品	千曲市の特産品として安全に利用できる加工食品として認定された商品。 市内で製造された加工食品、または市内で生産された原料を使用した加工食品であり、市内に本店、または主な事業所等を有するものが自社製品として市販するものを主な認定条件とする。
26	千曲市食ごよみ	公募により結成された「農村文化調査隊」により、平成 19 年から聞き取り調査を行い、農村の生活や食文化などをまとめたもの。市ホームページで公開されている。
27	農業の 6 次産業化	農畜産物の生産（一次）だけでなく、食品加工（二次）、流通・販売等（3 次）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで、第二次・三次産業事業者が得ていた付加価値を農業者が得ようとする取組。

28	農業振興地域整備計画	農業振興地域制度に基づいて都道府県知事が行う農業振興地域整備基本方針に関連して、農用地利用計画や農用地区域の設定・変更に関して策定された計画。
29	農地バンク (農地中間管理機構)	離農などの理由で農地を貸したい方と、農地を借りたい新規就農者・農業事業参入の法人等をつなぐ中間的受け皿を、各渡都道府県に創設。 遊休農地の解消とともに、農地集約により借り手が利用しやすくなることを目的としている。 農地の貸し手には「集積協力金」が支払われる。
30	農地保有合理化事業	農地保有合理化法人が農用地等を買入れまたは借受けて、規模拡大農家等に売渡し、貸付けなどを行う事業。
31	有機 JAS	有機 J A S 規格で定められた基準を満たした場合に、登録認定機関が認定する制度。 農薬や化学肥料などの化学物質に頼らずに、自然界の力で生産された食品を表しており、農産物、加工食品、飼料及び畜産物に付けられる。
32	利用権設定等促進事業	市が農用地等の利用権の設定・移転、所有権の移転に係る農用地利用集積計画を作成し、農地等の貸し借りや売買をこれまで以上に円滑に進めようとする事業。

千曲市食料・農業・農村基本条例

(前文)

千曲市の農業は、千曲川と緑豊かな東西の山々に育まれた善光寺平の肥沃な大地のもとで、先人たちの英知と努力によって多彩な農産物を生産してきた。

農業及び農村は、水と土を大切にしながら農産物を生産し、生命活動の源である食料を供給するだけでなく、四季折々の美しい景観の形成、水源のかん養、洪水の防止、生物多様性の保全等多面的な機能を発揮する役割を担い、市民生活に大きな恵みをもたらしてきた。

しかしながら近年、経済の国際化、農産物貿易の自由化、都市化の進展、食生活の多様化を背景に、農業者の減少や高齢化、農地の減少、食料の安全性への懸念等、食料、農業及び農村をめぐる様々な問題が発生している。

このようなことから、今後、本市の農業及び農村の振興を進めるためには、農業者の意欲向上はもとより、市民一人ひとりが食料、農業及び農村の市民生活に果たしている役割の重要性について理解を深め、地域で生産される農産物の域内での消費の促進を図ることが大切である。

私たちはここに、市民、農業者及び農業団体、食品産業の事業者並びに行政との協働により、食料に対する理解を深め、農業を本市の基幹産業として育みながら、魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするためこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、食料、農業及び農村のあり方についての基本理念を定め、市、農業者、市民及び事業者の責務を明らかにし、必要な施策を推進することで、本市の多彩な農業が持続的に発展する豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 食料は、人の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で豊かな生活を支えるものであることにかんがみ、安全で安心できる農産物が安定的に生産され供給されなくてはならない。また、将来にわたって消費者及び生産者の安心が保証されるためにも、地域で生産される農産物が地域内で流通及び消費され、食の重要性に対する理解の促進と地域特有の食文化の継承が図られなければならない。

2 農業は、優良な農地が確保され、基幹的な担い手とその後継者及び多様な担い手により、地域の特性に応じた収益性の高いゆとりある農業が営まれ、千曲市環境基本条例（平成15年条例第155号）の基本理念のもと自然環境と調和した持続的な発展が図られなければならない。

3 農村は、食料の生産のみならず、市民の生活及び地域活動の場であるとともに、多面的機能を有し自然と人間との共生ができる調和のとれた空間として整備され、かつ保全されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを推進するものとする。

(農業者及び農業団体の責務)

第4条 農業者及び農業団体は、自らが安全な食料の生産者であり、かつ農村における地域づくりの主体であることを認識し、自ら生産する農産物について積極的に情報を提供するとともに、安全で安心できる農産物を安定的に生産及び供給し、農業及び農村の振興に関し主体的に取り組むよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な消費及び健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 食品産業の事業者は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、消費者への安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給に努めるものとする。

(主要施策)

第7条 市は、第2条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる事項を、食料、農業及び農村の主要な施策として、各々の施策相互の有機的な連携を図りつつ、推進するものとする。

(1) 消費者が安全で安心できる農産物を入手し、食及び農に対する信頼感を保つために必要な産地情報の提供等の施策

(2) 学校、家庭、社会教育機関及び地域社会等と連携して次に掲げる目的を達成するために必要な施策

ア 食の重要性や地域農産物の生産・流通事情等の理解の促進

イ 健康的な食生活の推進

ウ 地域の食材を活かした地域密着型食生活と地域の食文化の継承

(3) グリーン・ツーリズム*（農村地域において、自然、文化及び農業との交流を行う滞在型の余暇活動をいう。）による都市住民との交流、農業及び農村に関する情報の提供並びに小学生等の農業体験を通じた農業及び農村の有する多面的機能の理解促進に必要な施策

(4) 市内の学校給食の食材として、地域で生産された農産物を提供し、地域の農業及び農産物に対する理解を促進する施策

(5) 農業の生産基盤であるほ場、農道、用排水路、ため池等の整備及び遊休・荒廃農地の解消等による優良農地の確保に必要な施策

(6) 農業の基幹的な担い手とその後継者、多様な担い手である女性や高齢者、新規就農者等の育成及び確保に必要な施策

(7) 年間を通じて栽培される多種にわたる作物の振興、高品質優良農産物生産の推進による農業の収益性向上並びに経営の安定を確保できる農業の仕組みづくり及び支援に必要な施策

(8) 農業者、農業団体及び食品産業の事業者並びに消費者の連携強化による地域で生産される農産物の地域内での流通及び消費の促進に必要な施策

(9) 産学官連携による農業関連技術の研究開発及び製品化に必要な施策

(10) 農薬及び肥料の適正な使用、家畜排泄物等有機物資源の有効利用による土づくり等持続性の高い農業生産方式の導入に必要な施策

(11) 農業及び農村の持つ多面的機能を十分に発揮させるための環境整備の推進に必要な施策

(12) 女性農業者の社会的経済的地位の向上を基本に、農業経営及び農業政策等への参画が促進されるよう条件整備を行い、農村における女性の持つ力が発揮される男女共同参画社会の確立に必要な施策

(食料・農業・農村基本計画の策定)

第8条 市長は、前条に規定する主要施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、安全で安心できる食料の供給並びに農業及び農村の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ広く市民の意見が反映されるよう十分配慮するとともに、第11条に規定する「千曲市食料・農業・農村政策審議会」の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 市長は、食料、農業及び農村を取り巻く情勢の変化を勘案し、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、食料、農業及び農村の状況並びに基本計画に基づく施策の実施状況を取りまとめ、毎年公表しなければならない。

(推進体制)

第10条 市長は、安全で安心できる食料の供給並びに農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(食料・農業・農村政策審議会)

第11条 市に千曲市食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査・審議する。

(1) 基本計画の策定、施策の実施状況及び変更に関すること。

(2) 号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する重要な事項。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

附則 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

審議会委員名簿

役 職	要綱区分	選出団体	氏 名
会 長	(1) 識見を有する者	信州大学名誉教授	木 村 和 弘
副 会 長		千曲市農業委員会	松 澤 徹
委 員	(2) 農業者	田毎の月棚田保存同好会	関 口 幸 男
		千曲市農業経営者の会	久 保 昌 一
		農村女性ネットワーク千曲	城 本 清 子
	(3) 農業団体が推薦する者	ちくま農業協同組合	宮 坂 直 隆
		長野県埴科郡土地改良区	春 日 一 男
	(4) 消費者団体が推薦する者	千曲市消費者の会	村 松 雅 子
		千曲市食生活改善推進協議会	春 原 節 子
	(5) 事業者団体が推薦する者	千曲商工会議所	西 澤 秀 文
		戸倉上山田商工会	高 村 秋 光
	(6) 公募による者	一般公募	塚 田 孝 之
		一般公募	宇田川弘子
		一般公募	池 田 靖 子

策定の経過・日程

日程	会議等名	内容
5月29日	第1回 千曲市食料・農業・農村政策審議会	計画の基本事項について 現状把握調査について
7月 ～ 8月	市民・農業者意識調査アンケート 配布・回収、集計・分析	
9月29日	第2回 千曲市食料・農業・農村政策審議会	調査結果報告 計画骨子の検討
11月 4日	第3回 千曲市食料・農業・農村政策審議会	計画骨子、 LP事業の検討
12月21日	第4回 千曲市食料・農業・農村政策審議会	LP事業、 食料施策の検討
2月 5日	第5回 千曲市食料・農業・農村政策審議会	農業施策、 農村施策、 LP事業の検討
2月18日 ～ 3月18日	パブリックコメント（30日間）	
3月30日	第6回 千曲市食料・農業・農村政策審議会	計画（案）検討
	答申	

諮問書

千農第 94 号
平成 27 年 5 月 8 日

千曲市食料・農業・農村政策審議会
会 長 木 村 和 弘 様

千曲市長 岡田 昭雄

第二次千曲市食料・農業・農村基本計画の策定について（諮問）

千曲市の食料・農業・農村が将来にわたって持続的に発展し、豊かで住みよい地域を形成するためには、市、農業者、市民及び事業者の責務を明らかにし、必要な施策を推進する事が非常に重要であります。

ついては、魅力ある千曲市の食料・農業・農村の実現を図るため、第二次千曲市食料・農業・農村基本計画の策定について審議をいただきたく、ここに諮問いたします。

答申書

平成 28 年 3 月 30 日

千 曲 市 長 岡 田 昭 雄 様

千曲市食料・農業・農村政策審議会
会 長 木 村 和 弘

第二次千曲市食料・農業・農村基本計画の策定について（答申）

平成 27 年 5 月 8 日付千農第 94 号により本審議会に諮問された諮問事項「第二次千曲市食料・農業・農村基本計画の策定」について、慎重に審議した結果、別冊のとおり取りまとめましたので答申します。

第二次千曲市食料・農業・農村基本計画

平成 28 年 4 月発行

編集：千曲市 経済部 農林課

〒389-0897

長野県千曲市上山田温泉 4-15-1

TEL:026-273-1111 / FAX:026-275-4579

E-mail : norin@city.chikuma.nagano.jp

